

納本

滿通統制と 滿運界

曰滿支拠殖文化研究所
經濟資料部編著

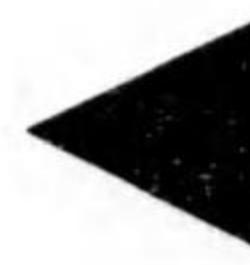
東京曰滿支拠殖文化研究所刊行

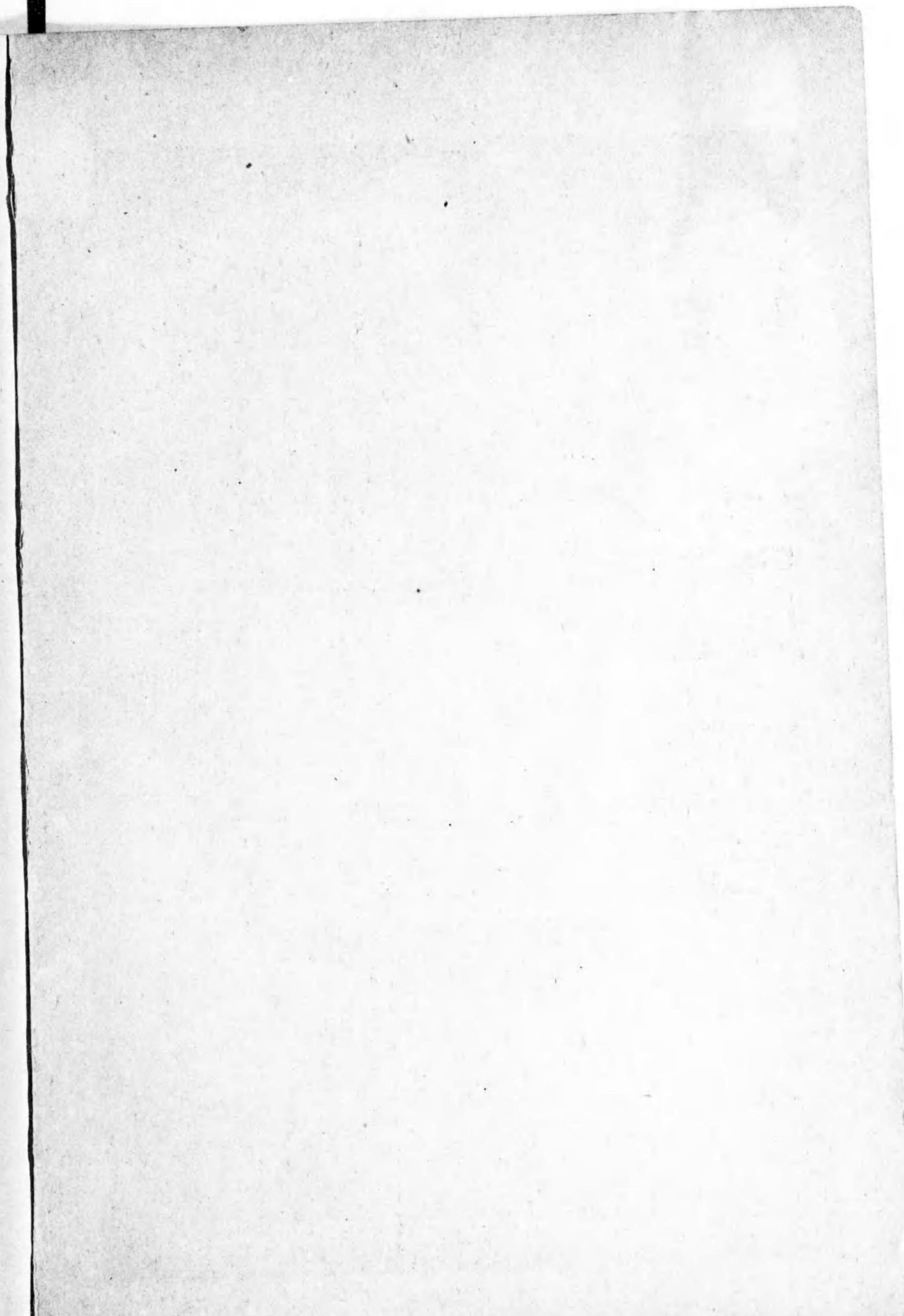
特209

585

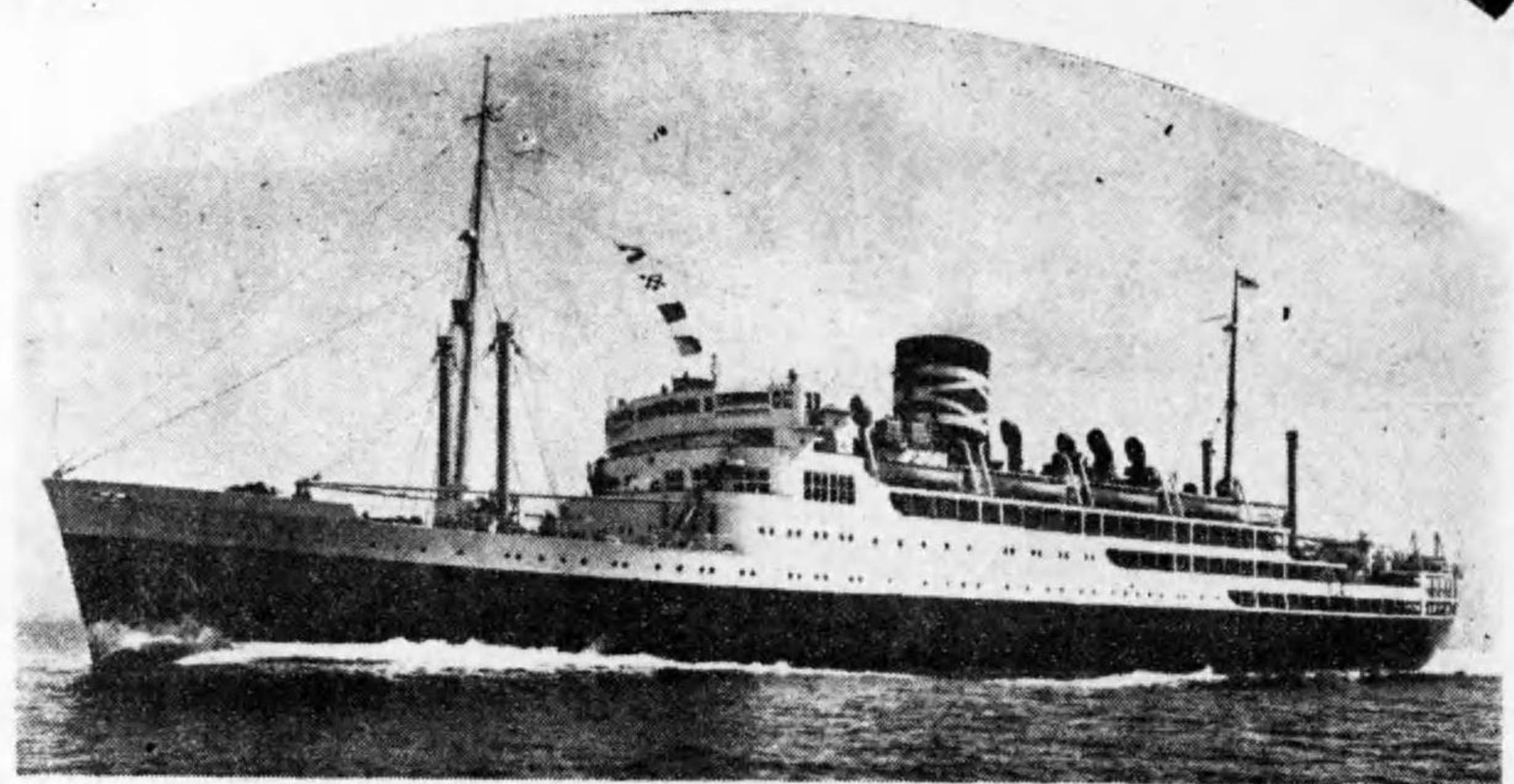
6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60

始





日華東亞を結ぶ航運



陣容充實

海上輸送使命の

完遂に邁進

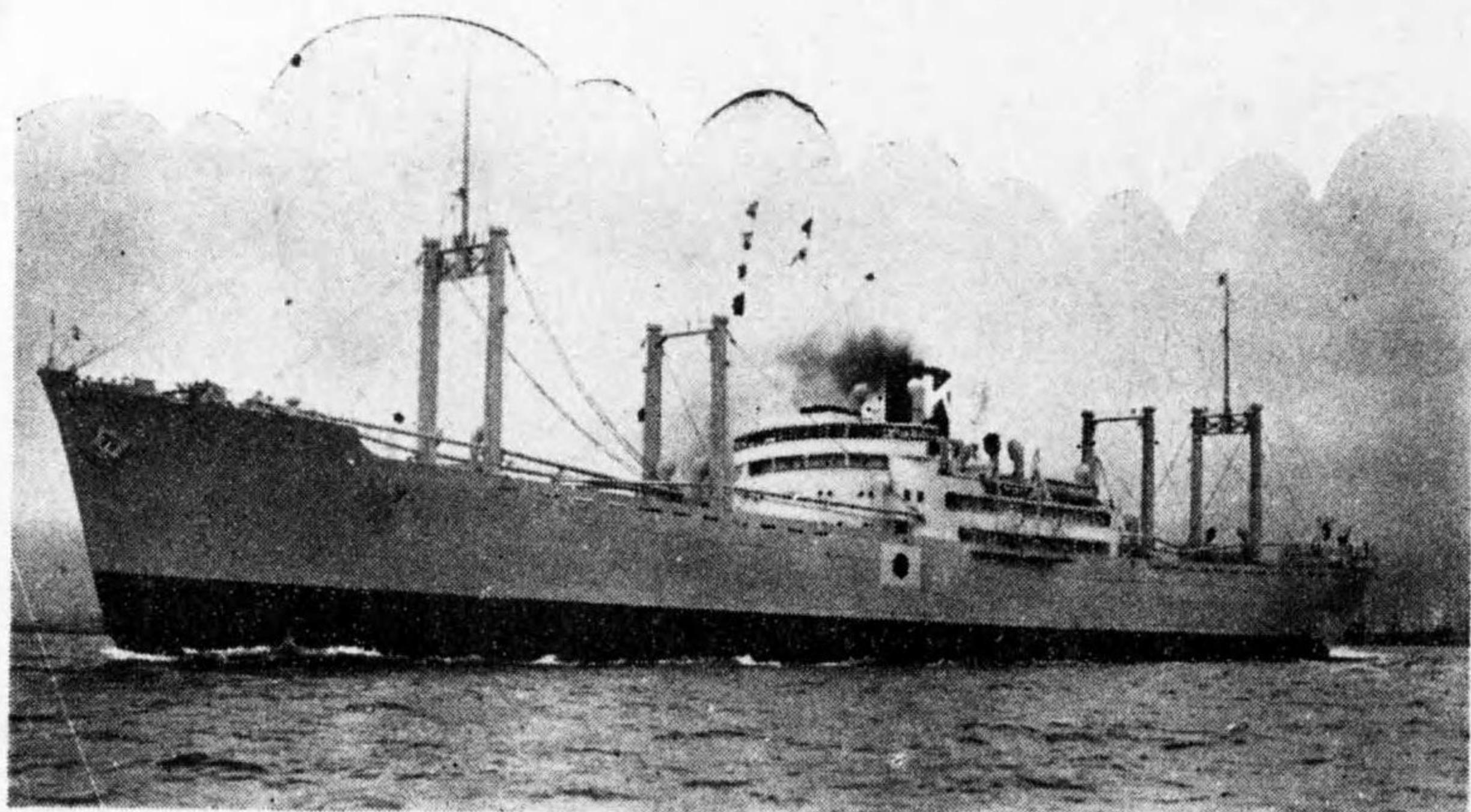
(日華各航路優秀船配置)

本社
東京市麹町区内幸町二丁目三十番地

—支店代理店—

海上・島青・津天・連大・北臺・崎長・司門・戸神・阪大・屋古名・濱横・京東
數多・地要主・國泰・印佛・國民華中・鮮朝・灣臺・地內本日他其・門廈

"K" K LINE



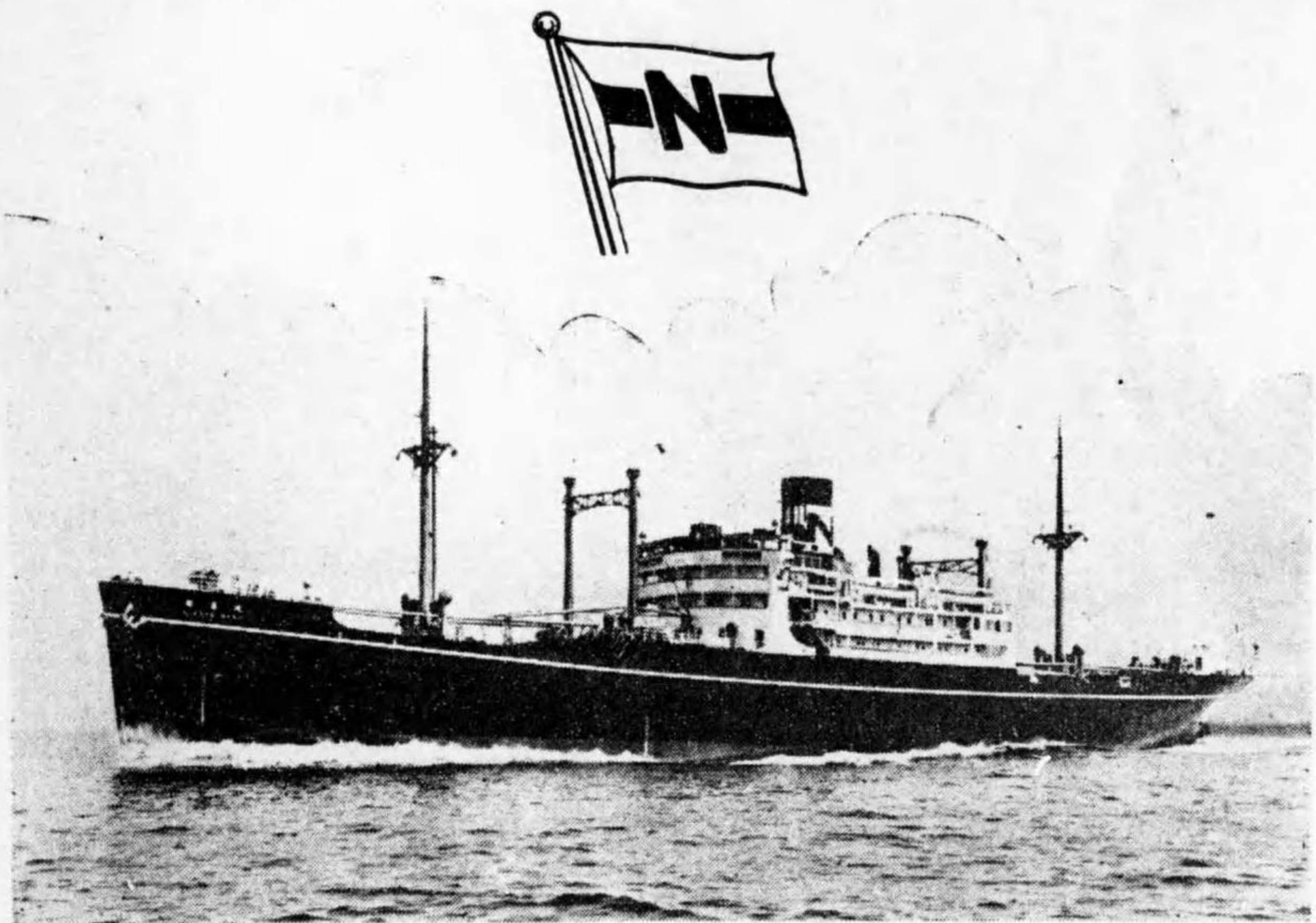
神戸市神戸区海岸通八番 電話代表三宮 三一三一三五番番

川崎汽船株式會社

支店及出張所

東京・横濱・倫敦・紐育・桑港・沙市・サンチャゴ・上海・天津
下關・小樽・敷香・麗水・釜石・字品・清水・若松・名古屋

内 地 各 港 • 世 界 主 要 港



南洋油運株式會社

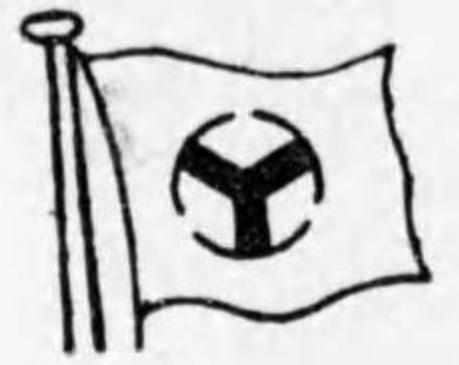
取締役社長 浅野平二

本店 東京市麹町區丸ノ内二丁目六番地(八重洲ビル)
電話 丸ノ内 五三五〇 五三五一番

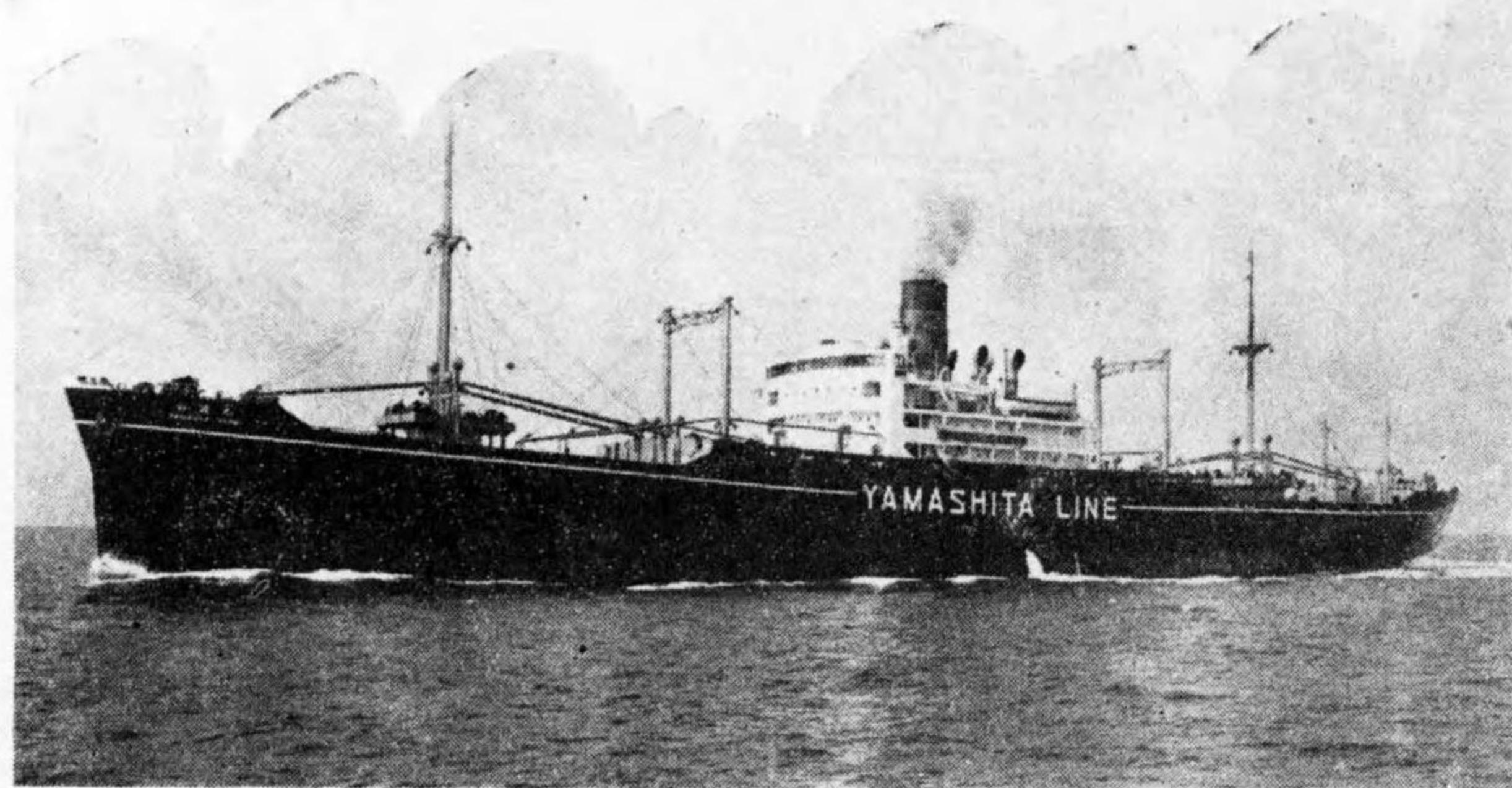
支店 神戸市神戸区京町七十九番地(日本ビル)
電話 三ノ宮 三三七〇 三三七一番

大阪市北區宗是町一番地(大阪ビル)
電話 土佐堀 五五六七 五五六九番

出張所 名古屋市西區御幸本町五丁目八番地(日本徵兵館)
電話 本局 二六六番 三六二番
NO. 26, Sooletett, Straart, Sourabaya, Java.



YAMASHITA LINE

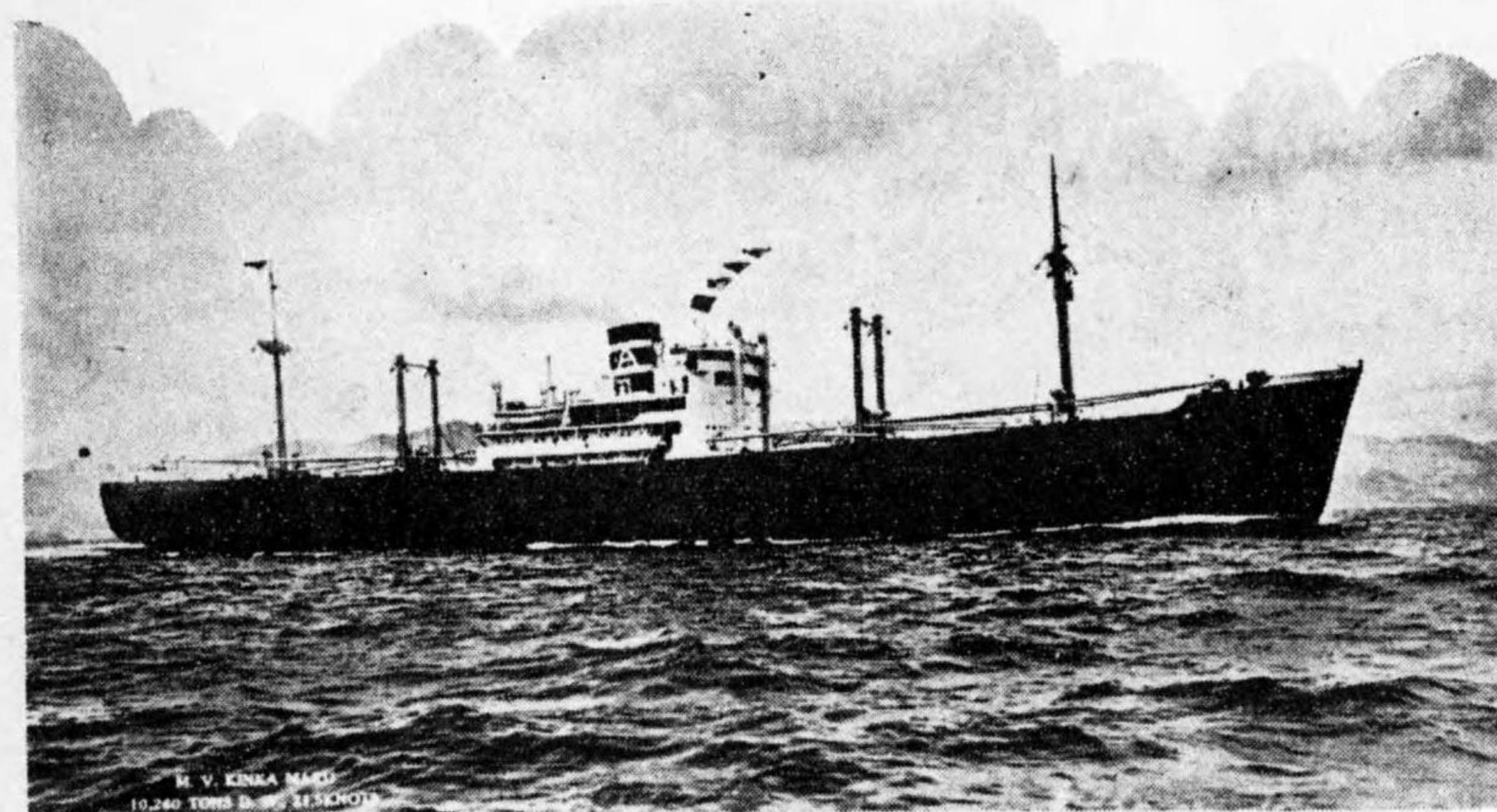


本店 神戸市神戸区榮町通三丁目

山下汽船株式會社

東京(芝浦) 横濱 川崎 上海 馬尼利 倫敦 シドニー
名古屋 大阪 神戸 宇品 港
九州(門司) 若松 八幡 青島 シヤトル 坡士蘭 紐育 晚香坡
出張所 小樽 清津 大連 桑港 ブエノスアイレス

KOKUSAI WA LINE



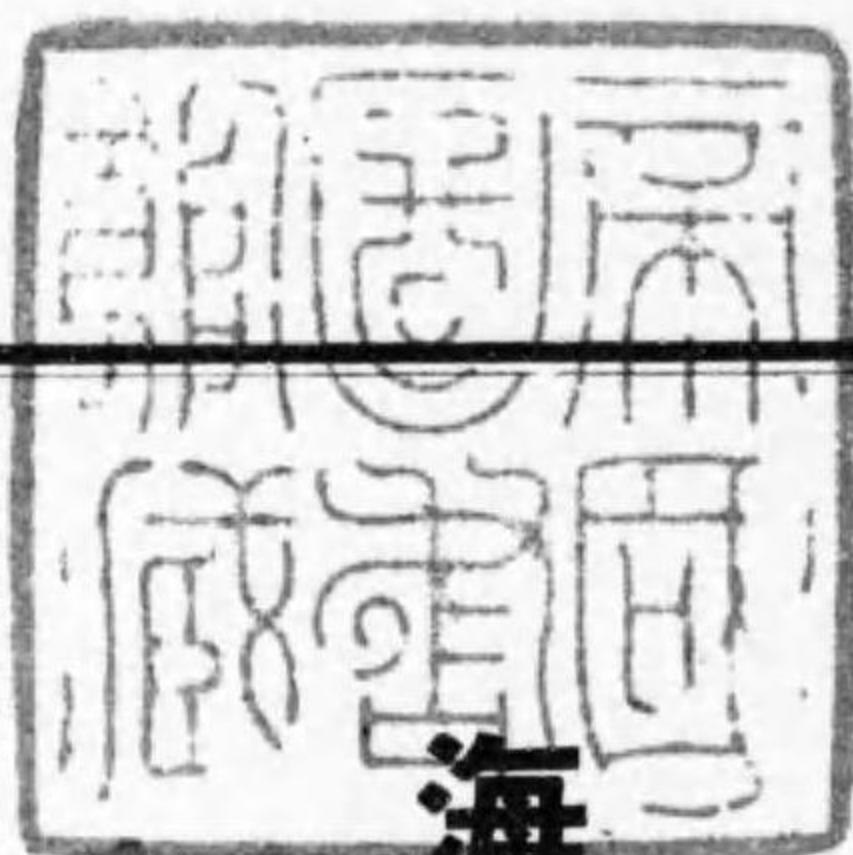
國際汽船株式會社

支本
海外支店

東京市麴町區丸ノ内一丁目八番地一
神戸市神戸區西町三六番地
横濱市中區本町三丁目三〇番地
倫敦、紐約、羅馬

社長 牧野元

特209
585

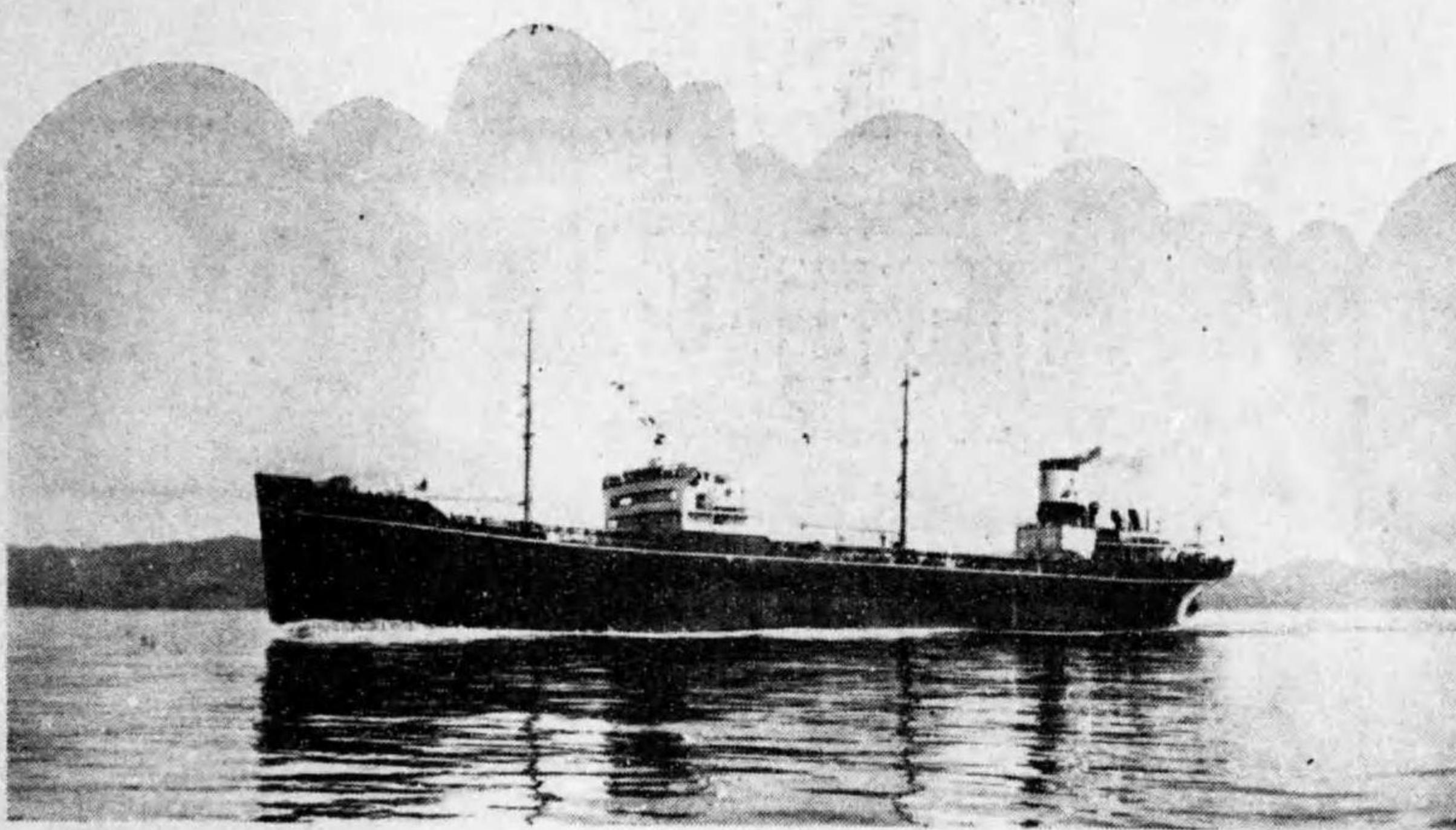


海運統制と海運界

日滿支拓殖文化研究所刊行

日滿支拓殖文化研究所
經濟資料部編著

本 部 東京市麹町區丸ノ内二丁一〇
神戶支部 神戶市神戶區明石町四八
小樽出張員 小樽市色内町八ノ三
若松出張員 福岡縣若松市本町一ノ一四
海外扱店 三菱商事株式會社 海外支店



三菱商事株式會社
船舶部



序

海運人は底力をもつて直往邁進せよ……

論說・海運の國家性と其の使命

(1)

論說・時局今後の推移と我海運界の將來

(5)

- 一、我海運將來の根本目標 (5)
 二、世界海運界の趨勢と我海運界 (6)

研究・海運統制現下の諸問題

(11)

- 一、海運統制國策の根本義 (11)
 二、官民統制機構の整備 (13)
 三、輸送計畫の實績發揚 (16)
 四、配船統制と運賃統制 (22)
 五、港灣問題の諸對策 (33)
 六、機帆船の活躍期待 (42)
 七、英米資產凍結令と我海運界の影響 (42)
 論說・海運關係官民其他に望むもの (43)
 一、海運關係官界人に望む (43)
 二、海運民間業者への要望 (45)

結言・海運國策の確立と明日の飛躍強調

(48)

序

海洋國民、海運人は底力をもつて直往邁進せよ

今や我國の直面する四圍の情勢は益々複雑にして且つ容易ならざるものがあり、一億國民總力結集の急務は一層に深刻な内容を持つに至つた。國家機能の全分野に亘つて即ち經濟も文化も國民生活も、總ての指向を高度國防國家體制確立の一線に凝集し、以つて肇國の大精神を活かす大東亞共榮圈の建設に一途邁進せんとするのであるが、これが達成の重要な一翼として今日經濟再編成と共に我海運の新體制がなされてゐるのである。海運はその性質上まさに重大であり、吾人がこゝに其の問題を論究せんとする目的も總てこゝより出づるものである。

由來海洋を制するものは世界を制すると云ふ。我々は今日決して單なる世界的制覇を念願するものではないが、然かもこの言葉の意味する内容は、海運の重大性を誇つて餘す所なく海洋國家國民として吾人の深く膽に銘すべき言葉である。所謂海運界の新體制は既に着々として其の機構を整備し、機能を發揮し居ると謂共、尙其の完璧は今後に俟つ所亦多くのものがある。而してこれが遂行には更に大なる國民全般の海運認識と海運官民業者の更に一段の努力が必要である。

蓋し、底力をもつて直往邁進せよとは、その意味する所何事もその自力に恃むものがあればそこに自信が溢れてくる。おのづからなる信念なるものが生れてくるのである。けだし、最も重要なことはなんといつてもこの信念である、精神力である。何ものにも屈しないといふの氣魄である。支那事變、歐洲戰爭に加へて今や獨ソの開戦があり、歐洲の戰局がいかに展開するか、また米國の對外政策がいかに動くか、國際間の緊張は日に増し濃厚化するのであつて、今日のわが日本は眞に開闢以來の極めて重大な時局に直面してゐるのである。この國家の非常時に際して我海運界の使命たるや愈々重大にして、海運人の責任たるや益々重大である。海運人たるもの其の前途の困難に屈せず、よく直往邁進するならば、其れ日本海運界の將來たるや、正に其の縱横に雄躍する海洋の王者として其の前途洋々と光明に光り輝いてゐるのである。こゝに卷頭一文を掲し發刊の序に代ふ。

論說 — 海運の國家性と其の使命

今日の我が産業經濟は總て謂所高度國防國家體制の線に沿ふて運営されつゝあるが、我が海運界における其れも、もとよりまた然りである。

海運國策の重要性は今や支那事變第五年、世界的大動亂を前にして愈々緊急の度を濃化しつゝあり、現下焦眉の問題たる海上輸送力の充實擴大を契機として、全面的海運統制問題が俎上に供せられるに至つた。このときに當つてこゝにいさゝか海運問題を論究せんとするものであるが、まず其の總論的意味において、海運の國家性と其の使命について確たる認識を新たにすることは、海運業者は勿論、海洋國家としての日本國民に是非共必要なることであると思ふ。

そもそも海運は其の性質上、何れの國家に於ても然りであるが、就中海洋國家においては殆んど國家の手足としての役目を果してゐるのである。

若し海洋國家にして海軍力の充實と共に海運力の整備なからんか、其の國家は國內に如何に軍事的、經濟的、文化的力を持つてゐたとしても、結局半身不隨である。つまり世界の一等國として、指導的國家として他の海軍、海運國、即ち海上勢力國家に對して太刀打ちするこ

とが不可能であり、從つて永久に國內に逼塞しなければならない。由來海洋を制するものは世界を制するといふが、全く其の通りであつて海運の國家性とは蓋しこゝに見出されなければならない。國家の手足としての海運力は斯くの如くにして、國家の生命を外にのばして行く上において、亦國民生活を潤滑ならしめる上において、國內輸送即ち言葉を替へていへば陸上輸送よりも更に重大であり、全く國家的事業の性質をもつものである。

殊に我國の場合、大陸との關係において、亦南方大東亞共榮圈今後の關係において最も然りであり、このことについては更に喋々する迄もなく國民の何人もよく知る所である。

翻つて海國日本としての國民の海に関する覺悟と認識度に就て見るならばその感度とその關心の度においては遺憾ながら世界第一海運國として誇稱し來つた英國に比して、些か劣弱であつた事は認めざるを得なかつた。海洋智識と海洋精神これらの把握が全國民に浸潤しきる度合が、英國民のそれに比して疎らであつたと云ふのである。徳川鑽國政策の壓伏がかく國民をして消極性に導いたのであつたらうが、しかししながらこれに對する自覺とそれに對する建設精神の潰刺たる熱誠

が凝り固まつて、我們は三百年の倫安に鞭つて七十年にして世界に誇る驚異の無敵海軍を創造したのである。

海軍力は世界に壓倒的の強大と無敵の巨歩を確立した。だが民間商船力はどうだつたか——我々は漸くにして世界第三位的水位を僅に量的に持つてこれに答へることが出来るだけだ。量も質も我れ世界一海運國とは云ひ得ない。海軍國日本は世界一だ、だが海運日本は世界三だとあつては申譯ないのではないか。海軍力と海運力の協力一體の運營にこそ世界に誇るべき海洋國家日本の位置する理想的現實位が在るのではないかと思ふ。

今や英國海運は對獨戰の結果多年の獨權を喪失せんとして、千載一遇の情勢を現出してゐる。

海洋日本の一億一心がこゝに凝結して感奮するときは今だと云ふ秋ではないか、我れらの擔ぶ歴史の負荷は、海運立國の完成から眞の海洋國家としての新日本の具現を必然的に要求しつゝあるのである。

この意味において今日我海運の使命と性格は在來に比較してより一層國家的な色彩を濃化してゐるのである。今回制定の海の記念日の精神を再び認識することによつて、海運人自らもより返つて一層の自己反省を行ひ海洋日本の先駆たるとの自覺と義務心の昂揚をはかり、海洋精神の眞の純粹性をより高度化せしめねばならぬのである。

蓋し今日海運人に要望するに最なるものは其の内省と奮起であり、この省察力によつて築かれたる海運力の蓄積こそ如何なる外敵にも屈せざる我が海洋日本の、眞の國家總力そのものでなければならぬ。

即ち我國海運には終始一貫體として其の指導精神が存するのであ

る。斯くの如き國家的性格を持つ海運界の經營は勿論完全に國家目的に合致する方向にあらねばならぬが、この點我が海運界は今や全面的な海運國策體制に協力しつゝあり、其の將來に就ては我等をして意を強ふするに足るものを感じしめてゐる。

即ち我國海運は今次支那事變勃發以來克く其の國家的使命を認識し、常に事態の進展に即應して統制機構の整備強化を圖つて來たのであるが、特に其の發展過程に於て往々他の業界に見るが如き所謂統制されるものとしての統制ではなく、所謂國家管理態勢の時代に入つても、精神的には常に自律的であり、其の創意と責任とに於て公益優先の前提の下に統制を遂行し來つたことは、他の業界に多く其の比を見ざる所である。

巷間今次の我國海運統制の發展過程を論ずる者多く、これを別つて三段階とするを例とする。即ち事變當初に於ける價格統制を中心とする自治統制時代を第一段階とし、次で事變の長期化と重要物資輸送の激増とに因る價格統制と配給統制との二本建の統制に移行せる官民協力による統制時代を第二段階とし、更に世界情勢の緊迫に伴ふ事態の進展に對處して海運中央統制輸送組合の創設等を見たる國家管理態勢の時代を第三段階とするのである。然し乍らこれを以つて直ちに我海運界は、今や全く國家の管理に委したりと見るは早計であり、我國海運の眞の國家性を解せざるものといふべきである。眞の公益優先の主義に徹し、官民の立場を超越した一元的統制こそは我國海運の國家的性格を生かすものである。

り、此の意に、海運統制は、形式的には或は自治と云ひ或は今後國家管理としふゝ如き形態の別はある共、本質的には形態を超えたる確固たる不動のものが當に確立してゐるのである。事變勃發以来の難局に處し、常に事態に即應せる態勢を整備し、戰時下海運の遂行に遺憾なかりしは、實にこの一貫せる精神と常に確固たる不動の態勢を有せるによるものであつて、繰り返して云ふが自治統制と云ひ官民協力の統制と云ひ或は國家管理態勢といふも、何れもこの不動の精神が時に應じ、機に臨み事態に適應せる形態を整へたるに過ぎない。經濟新體制要綱に「企業體制を確立し各個の企業をして國家目的に從ひ其の創意と責任とに於て之を經營せしむ」と宣明せるは我國海運の夙に自から之を實踐躬行し來つた所である。今や事態の緊迫に伴ひ海運統制は今後益々強化されんとする傾向なるに鑑み、其の最も根本的なる點として、官民のこの點に對する認識を特に強調せんとするものである。

ともあれ海運の其の國家的性格に基く使命は益々重大なものとなつて來たが、この使命遂行のためには、先ず何よりも官民の全面的協力結合が必要である。蓋し今後海運統制の問題は益々複雜多岐に涉り且つ困難を加ふるであらうが、これが問題の解決の難易は一に繋つて此の點に關する官民の認識如何に在るといふも亦過言ではない。若し事態の進展に藉口して、官が徒に業者の協力と遊離せる形式的な管理統制を强行するならば、海運統制は必ずや忽ちにして破綻すべく、又一方海運の國家的使命に徹せず、業者が恣に利潤の追求と國策協力への回避とを策せんか、海運統制は好むと好まざると不拘、その最も

の困難が存してゐる。

我國海運は現に配船及運賃脩船料の統制を中心とする海運統制の問題に於て、或は一般船主及運航業者はもとより水上小運送業者及海運仲立業者等にも及ぶ海運新體制機構の問題に於て、亦或は船腹擴充の問題及海員の整備養成の問題に於て其の他海事行政問題、港灣問題等に於て幾多重要にして且困難なる問題を有するのであるが、然かもこれら問題の困難なるは多く我國海運の使命の眞の認識の足らざるに出するものが多いのである。

然かも現に當面する海運統制は、重要物資輸送に對する船舶量不足に直面して既に現在の統制機構に對する批判が各方面より起ると共に國際情勢の逼迫はこれに拍車をかけ、戰時船舶動員に對應する海運統制の強化は必至とされてゐる情態である。

村田遜相は過般大谷海運中央統制輸送組合理事長を招致して民間業者の意向を聽取するとともに、管船當局に對して海運統制強化の立案を命じ、これが強化の具體策を考究中であるが、目下管船當局において企圖してゐる統制強化の方針は、從來の配船の國家管理を一步前進せしめ船舶自體の國家管理を勧行せんとするものとみられ、これが輪廓は大要左の如きものとみられる

一、現在の海運中央統制輸送組合を整備強化するため、理事および幹事を専任とし、從來のごとく各民間會社代表のごとき性格を一掃し國策代行機關たらしめる

一、全船腹を右の中央輸送組合に脩船せしめ、組合は海運業者に一定の脩船料を支拂ふ

悪の事態に移行せざるを得ないであらう。斯くの如きは何れも輝かしき我國海運史上に一大汚點を印するだけではなく、亦國家の大いなる損失である。

而て我國海運の使命として、現下の問題はもとより多々あるが、基本的には何れも二つの問題に歸すると思ふ。其の第一は高度國防國家體制建設の爲にする現實の協力の問題であり、其の二是肇國の理想に淵源せる我國海運本然の使命達成の爲にする將來への備への問題である。

我國海運現下の重要な問題とせられる海運統制問題、船腹擴充問題及び海員問題其他凡そ海運に關する現下凡百の諸問は何れもこの二者に發し、又之に歸するものである。此の故に現下の海運問題を考察するに當つては、先ず其の基礎たるべき此の基本的問題につきこれを考察し、之を解決して置かなければならぬ。

即ち現下我國海運の使命は國防國家建設への協力であり、從つて物

動計畫遂行の爲にする重要物資輸送の完遂に在ることは明かであり

これを中心とする海運統制其他の諸對策の實施は我國海運に課せられ

た現下最大の任務たることは論を俟たない所であるが、亦一面今後の

大東亜共榮圈生成に即應せる將來への備へとしての積極的海運國策の

樹立こそは之亦刻下の重要な國家的問題である。

この點は海運統制國策要綱にも物資輸送等を中心とする海運統制の強化を指示すると共に、一面亦船腹の徹底せる擴充計畫の實施を特に

強調して政府の意圖の存する所を明かにしてゐる。唯この兩者は二に

して而も一、互に表裏をなすと共に相互に制約するものなる所に問題

一、右の船腹は一定の運航業者に對し委託運航をなさしめ、組合は一定の委託運航料金を支拂ふ

一、右の組合の機能は組合自體の危險と計算において遂行し、もし組合が缺損する場合においては、政府がこれを補填する

しかして海運統制の強化に對しては、遞信省部内においても種々試案がある模様で、成案決定までには糾余曲折を免れがたいが、いづれにせよ海運統制強化は戰時的色彩を帶びることは必至とされてゐるのである。

然かも之に對する民間有力海運業者の見解として傳へられる所によれば、

國際情勢緊迫化の折から海運統制の強化は必至である、強化案としては全船腹を中央統制輸送組合が脩船して、政府がこれを運航するのが理想案である、しかし現在の段階ではこれを勧行することは、政府が困難視してゐるから不可能であらう、この點から推して、一應全船腹を組合が脩船して、實際の運航を海運業者に任せることも案であるが、戰時對策としては微温であるとされてゐる

ともあれ斯うした海運統制と云ひ船腹擴充と云ひ、或は亦海員の養成といふも、總て我國海運本然の使命に徹し常にこれを基定としてのみ眞に確固たるその方策を樹立し得るのである。之れ我國海運現下の諸問題に關して考察をなさんとするに當り、將に先づその基礎的問題として我國海運の國家性と使命に論及した所以である。

論說 — 時局今後の推移と我海運界の將來

一、我海運將來の根本目標

我國海運界現下の諸問題を論究するに當り、單に之を内部的觀點に於て考察するだけに止まらず、廣く外部的、即ち世界海運界の立場よりして検討することは、時局今後の推移と我海運界將來の問題に於て最も必要なることであると思ふのである。

何故ならば、我海運界は其の歴史に於て、其の現在に於て、其の将来に於て、世界海運の指導的地位に立つべき性格を以つて誕生し育てられ發展せんとしてゐるからである。

我國海運は正に世界の海運であり、世界海運界の指導的海運國であるてふ高邁なる理念こそは、八絃一字の肇國の大精神を海運の面に於てあらわされた形であり、我海界業者の一日として念頭を離れざる願望である。

即ち斯くの如く我等は世界海運の指導者であるべきこの我海運界の目標からするならば、今日我國海運界の最も考慮を要すべき諸問題の中には、當然現在當面の對策を樹立すると共に、更に將來に對する萬全の處置をおこたつてはならないのである。

時局今後の推移に對する面倒なる事はこゝに余り喋々する余裕を持たぬが、結局結論的に云つて、今後の我國の方向は何人も云ふ通り所謂東亞共榮圈の指導的地位にあつて東亞の平和と繁榮をもたらし、延いて人類の發展に貢獻するといふ點にあるのである。従つて經濟的にもこの線に沿ふて動いて行くわけであり、海運界も亦この線に指向されてゐるのである。

即ち我運界の將來は、要するに東亞共榮圈海域の完璧なる運輸網を確立することが、先決最重要の課題である。而て次にはこの第一の課題と表裏的に世界最大、最優秀の海運を建設することである。この二つが我海運將來の課題であり、云ふに易く行ふにすこぶる困難なる問題であるが、然かも絶対に貫徹遂行されねばならぬ問題である。しかもこれ等に就いて海運界將來の課題といふも、實際には決して將來の課題ではない。現在の海運界の運營に密接につながつてゐるのでありたゞ時間的觀念に於て將來への延長を意味してゐるに過ぎないだけである。

二、太平洋における世界海運界の趨勢と我海運界

海運界が現在當面の對策にのみ奔命し、之に疲れて若しも將來の準備がなされなかつたならば、今後他の海運國の間にあつて、堂々として我海運日本の面目を發揮することが出來なくなるであらう。周知の如く今日海運界が船舶不足を來し、物資輸送の滯滯に脳み其の結果海運の國家管理が行われてゐるのはひとり我國だけではない。英國を始め世界の頗んど全部の國が行つてゐるのであり、其れ等の國家も各自我國と同様に輸送計畫の確立、配船の全面的統制、運賃の統制等を行つてゐるのであり、從つて世界の海運國の中何處の國が最も良く國家管理の實績を發揚してゐるかといふことが、問題となるのである。

これは單に、國家管理の問題が國內的な問題だけに止まらず、將來の海運界の問題に關聯して重大なる意義を以つてゐることは、説明せばして明かである。

即ち將來の海運界は、例へ今後戰争が終結し平和が回復したとしても、海運の國家的統制は尙全面的に續くものと見なくてはならぬ。而てこれは我國の場合就中然うであるが、然し我國だけではなく各國が何れもそうであつて、従つて今からその全面的統制に完全に合致する體制を造り、充分の實績を發揚しておかないと、後になつてあわても追つかないことになる恐なしとしないのである。

支那事變に續いて起つた歐洲大戰の結果、太平洋方面から英國及び諸、丁、蘭諸國商船が相次いでほとんど撤收し、更に米國が國防促進案の一部として民間船の徵用並に配船統制を實施したが、これに加へて太平洋海運の趨勢に就いて概括的に展望し、廣く世界海運界の立場から我海運界をながめて見ることとする。

支那事變に續いて起つた歐洲大戰の結果、太平洋方面から英國及び諸、丁、蘭諸國商船が相次いでほとんど撤收し、更に米國が國防促進案の一部として民間船の徵用並に配船統制を實施したが、これに加へて日本兩海運國の急激な戰時要求が太平洋海運界に課せられるに及び、この方面にも船腹不足の問題は眞剣な検討を要することとなつた。太平洋航路についてゐる英船は大部分ニュージーランド船であるが、英米合作を圓滑ならしめるためには大西洋海運に重點をおくことが必要とされ、太平洋海運は二次的となり、米國また援英強化の立前から太平洋及び印度洋に就航中の英米船を近く大西洋方面に振向かんとしてゐる模様であり、その結果比島、蘭印、印度、滿洲等英米が東洋に有する資源地からの物資輸送は相當の困難を伴ひ來つた。勿論米國海事委員會はこの困難を克服すべく廣汎な海運對策を講じ、今後三箇年間に商船七百隻建造なるものを樹立船腹補充に乗出したのだが、本計畫の實施は早急には行はれないであらう。

更に見逃してならないことは、米國が輸出許可制の範囲を擴大しつゝある事實で、特に比島との取引は米船の負擔を増大し、船腹需要もそれだけ増加した譯である。この間我が海運界も國際情勢の變化によりまた東亞新秩序建設のため、海上輸送に課された新たな課題によつて幾多困難な問題に直面してゐる。

即ち太平洋方面においては一九三九年九月歐洲戰勃發當時は船舶不足が全く存在しなかつた。もつとも日本は支那事變中のため自國船の不足を來してゐたのであるが、これとても絶對的といふよりもむしろ財政上の理由によるものであつた。

日本は外貨獲得に貢獻してゐる外國貿易船を更に多數撤收し、あるいは貿易尻を悪化さす程多數の外國船をあへて傭船しようとはしなかつたが、さもなければ必然的な船腹不足は生じなかつたわけだ。元來船舶といふものは文字通りの意味でなくよく「動く」ものであり、平常な状態の存する限り最も採算のとれる航路に引つけられてしまふもので、特定地區の海運は世界海運全般の趨勢を考慮に入れずしては考へ得られない。

一九三九年秋に致るまでは、世界各國の貿易及び日本の軍事上の要求に應じ得る十分な船腹はあつたのである。その後歐洲戰の影響の一つは深刻な船舶不足となつて現れ、世界海運のこの推移はまた太平洋海運のそれをも例外としなかつた。

歐洲戰の影響は直に太平洋海運に波及しない如くであつた。第一次大戰當時の絶大な船腹不足が再び繰返されることは必至だが、その速度が著しく緩慢であるとは多くの専門家が指摘する處である。その根源歐洲への船貨は前大戰當時を思はせる騰貴振りを示した。

また船舶撃沈數が増大し殘餘の船舶も戦争状態の下に運送能率が低下したため船腹不足は更に顯著となつた。戦争は輸送機關に特殊の要求をなすが、その一是戦争資材の移入と外貨獲得のための輸出であります。これ等は通商上の船腹需要を再調整するのだが、新たな需要をもたらすものではない。その二是兵員輸送船、遠征軍に對する補給船及び商船を改造した武装商船等の補助艦についての陸海運の需要である。

輸送能率の低下は船舶撃沈數の増加程目立たないが、これも同様重大な問題であつて、その原因は數多く挙げられる。特に著しいものは相當時間を費して集合した船團も護送の關係上最も速力の大な船も最低速力の船と同一速度に進まねばならず、多數の船が一時に入港するため混亂を呈し、更に港灣施設並に奥地に至る輸送路の爆破があり、英船の時に爆撃を避け小港に立寄つて船荷の運搬に軽船が物資集散地に何往復もする如くである。

かくして増加した聯合國の船舶需要の一部を充たすために、米國海事委員會が萬一に備へておいた古型商船隊の護送が行はれ、平時貿易には過剰な商船を保持する米民間會社からの古型商船徵用があつた。特に沿岸貿易に從事すべき商船がこのために振向けられた。

前述の如く船舶の輸送能率は數々の戦時要求の現出によつて低下し、しかしこれらのものは商船撃沈以上重大な事件であつた。それは昨年Fオイツの春季雷擊戰が海運に及ぼした影響である。

據として擧げられる事實は次の諸項である。即ち、

第一、ドイツは一九三九年には一九一四年當時程有力な商船を保持してゐなかつた。(もつともユーロは本年四月ドイツ軍が進撃する以前はその商船隊を護り受けた中立國であつたが)

第二、英佛兩國は過去の經驗に基いて比較的早期に自國の海運統制を實施した。

第三、イタリヤ船舶は一九四〇年六月初めて參戰するまで太平洋及びの他方面に就航してゐた。

第四、日米兩國は一九一四年におけるより遙かに有力な商船團を有し太平洋貿易にこれを使用した。米國としては中立法によつて歐洲交戰區域に立入りを禁ぜられてゐる商船を太平洋貿易に振向け、自由に戦争圏内に立入り多くの利益を占めんとする諸國の船舶が漸次放擲した取引に參加せしめた。更に日本は東亞新秩序確立の一環として、支那、南方兩海路に相當の配船を確保せんとした。

第五、聯合國側が嚴重な通商制限を本國並に植民地に實施し、對獨封鎖を行つた。しかも前大戰當時よりも速かに實施した。一九一四年には貿易全量が減少したのは無論だが、今次大戰一箇年の統計によつて比較することは正確な數字が得られないで不可能である。たゞこの対策が講ぜられた結果として著しい減少が生じたことは推測出来る。

戦争が進展するにつれ海運情勢も變化を示して來た。船舶に對する通商上の需要は減少したに拘らず船腹不足は一部の貿易特に海運國が通商推持に特別の關心を持たないものに見られ、大連、バンコク等か

デンマークからノルウェー、オランダ、ベルギー更にはフランスにまで獨軍の進撃、攻略が及ぶとこれ等海運國の商船は大部分世界海運界から退き、これが太平洋海運に與へた影響は甚大といはねばならない。少くとも嚴密な意味での通商に關する限りさうである。

次に一九三九年當初における右諸國の商船保有量を示すと(英ロイド統計による)

丁	一、一七五	八・八
諾	四、八三三	七・四
白	四〇八	〇・六
蘭	二、九七〇	四・六
佛	一、九三四	四・五

註) 単位一千噸、下の数字は世界全商船との百分比を示す。右諸國のうちオランダは蘭印をも含む。

このうちデンマーク船はドイツの統制下に入つた譯でバルチック海に活動し、一部は英國側に接收され、あるひは中立國諸國に繫留され、更には米海事局はこれ等抑留船を接收使用し得べき法案を提議した。のみならずラジル及びアルゼンチン等少數國を除くラテン・アメリカ諸國の恐らく米洲共同防衛案に基づいてあらう、米國の例にならひ同様措置を講じた。

次で多數船舶を太平洋貿易に從事せしめてゐた海運國ノルウェーが世界の海運界から事實上退去し、白蘭諸國もこれに續いたのであるが諸國兩國の海運業者多數は海運委員會を構成し、本部をロンドンに設

置しその船舶を英海運省の統轄下に置き、現在も同省はこれを管理してゐる。(後には希船及ユーゴ船の一部も同様英國の管理するところとなつた)

フランス商船隊の行動は英側の封鎖に相當制限を受け、次に伊船もイタリアの參戰と同時に公海から姿を消した。しかしスエーデン商船は一部バルチック海に閉込められたものゝなほ多數船舶が世界の中立國貿易に參加してをり、太平洋方面にも大なる役割を演じつゝある。

諸、葡兩國船の接收は米國を除いては太平洋海運に從事してゐた重要商船隊の消失を意味し、これ等の商船はほとんど戦時要求に向けられた。たゞその影響は直に太平洋海運には及ばなかつた。オランダ船は一部蘭印の需要を満たすために差向けられ、ノルウェー船の一部は他の諸船が英海運に從事する代價として若干の有利安全な中立國ルートに留まることになつた結果、太平洋には相當數の商船が就航してゐたからである。

しかし英國は自國船を漸次太平洋から撤去せしめ大西洋方面に廻し去る三月中旬にはニュージーランドのユニオン汽船會社貨物船のみが米藻間の太平洋航路において英海運業を受持つて至り、一隻の英本國船もアメリカ、極東間の海運に從事してゐるとは傳へられてゐない。

事實一九四〇年末までには英國の對支貿易船はその六割が撤退したと推算され、後本年三月には歐洲から極東向の英船航路は香港をもつて終點とされた。更に英運輸貿易省は船舶の一部を他の極東航路から撤收せしめんと計畫中だが、これは直に極東における米國の軍需資材輸送力を低下さすことになり簡単に實現し得ないらしい。

あつた太平洋海運情勢に急激な變動を與へた。こゝに新たに生じた條件は次の三項である。即ち、

一、米國の再軍備計畫が促進され、それに伴つて軍事資材の貯藏が行はれ、比島、蘭印、重慶等の極東諸方面から錫、ゴム、タンガステン、クローム、マンガン鉛、キニーネ等の原料資材の積込が始まられたこと。

二、平時通商航路の中斷及び取引貨物の重要性が變化したこと、この變化が太平洋海運に及ぼす影響は航海距離、積荷施設、運賃等について新舊航路間に綿密な比較を試みねばならないが、概して輸送能率が減少したと云ふのが直接の影響であらう。

三、イタリア參戰の結果、一部商船はスエズより地中海通過を避け、喜望峰廻航を餘儀なくされ、從つて非常な航路伸長があつたこと。

これ等新條件は既に作用してゐた要素と相待つて昨年冬に至り、太平洋海運に深刻な船腹難をもたらし、その後の情勢も決して樂觀を許さないものがある。

支那事變勃發後、生産力擴充に伴なふ莫大な物資輸送に全力を擧げて來た我が海運業者も、つひに歐洲戰の影響をかうむり海運統制は一段と緊要性を加へた。事變直後急激な軍事要求をみたすために沿岸、近海貿易船に對して運賃統制が實施され、現狀を維持しつゝ戦時の需要を充足する方針の下に對外貿易は依然從前通り繼續され、次で航路指定が行はれ、一先づ近海貿易における船腹不足は解消されたかの如くであつたが、歐洲諸國船が踵を接して太平洋航路を去るに及んでこ

以上述べた海運情勢の發展に伴なつて太平洋海運は大變化を生じたのであるが、次の支那貿易に關する一九四〇年度の統計は極東諸國の中でも支那のみが供給した情報であり、上海のフィナンス・アンド・コマース誌によるものである。

即ち支那諸港に出入する船舶は、一九四〇年には前年に比し約一割四分の減少があつた。しかし日本の參加商船數は實數においても相對的にも増加し、一九三九年全體の四割に對し一九四〇年には五割三分の著増振りであつた。またこの間に米國船の就航は約二倍に達し、一時不振を示した太平洋米海運の再建を物語り、他面中立法によつて大西洋から閉出された米船の移轉を反映してゐる。

通商船の增加は更にオランダ、ギリシャ及びパナマの諸國船にも見られる。パナマ船は大部分米國の所有に歸してゐるのであるが、米船主は比較的緩和された通商船をパナマの國籍に登録して、歐洲戰勃發後多數の米國船は中立法の適用を避けて船籍をパナマに移轉したのである。

次にノルウェー及び支那商船は實數において減少したが、ほど同一の相對的地位を維持した。これに反し英、佛、伊丁諸國船は著減を示し、ドイツ船は支那沿岸から全く姿を消した。イタリア船はイタリア参戰以來同様の不振を來したであらう。

かゝる海運狀況が支那を除ぐ他の極東諸國についてどの程度真であるかは確言し得ないが、支那貿易に見る傾向はかなり一般的なものであらう。

フランスの敗戦に伴なつて惹起した一連の事件は、漸次悪化しつゝある。

れに肩代りすべき我が海運業の負擔は一時に加重された。

かうなると通商制限が著しく嚴重な歐洲航路の閉鎖が考慮され、アフリカ、インド航路の制限が必要となり、近海貿易が保障されるに至つてマレーから藻洲更には南北アメリカ向は航路が擴張され、特に本年第第一・四半期においては南米西岸向定期航路の發展があつた。しかしカナダ、米國航路が若干不振を來したのは米加の對經濟壓迫に伴なふ當然の結果であらう。右の運賃統制と航路指定との實施にも拘らずその後の情勢は更に根本的措置を要請したのである。

即ち以上述べ來つた所においても大體明かな如く、今日我海運界が太平洋海運、延ては世界海運界における地位といふものは、まことに重大なものがあるのである。

現下の統制の圓滑なる運營が現在及將來の海運界の動向に如何に絶大な關聯を有してゐるかは、自から明かである。たゞ國家の現實を直視し、國家的理論の命ずるがまゝに實踐すればよいことを銘記すべきである。

其の場合我海運界も當然更に一段の強化が必要となつて來るのであり、護送船團の如きも海運關係業者はいまからおとたらず細密に研究準備しておくことが簡潔である。大洋は將來大西洋をしのいで世界海運の檜舞台となることは最早明であり、この場合太平洋海運に絶對的勢力を占めるとは、とりも直さず世界海運界の霸者となり得ることを吾人は特に銘記すべきであると思ふ。

研究 海運統制現下の諸問題

一、海運統制國策の根本義

船舶問題が今日全面的に採り上げてゐることについてそれは何故であるか。今こゝに一應あらためて検討して見るならば、其は一商物價高の原因が運賃の問題に關聯し、他面物の不足が運送の問題と重要な立場を持つに到つたからである。もちろん一國における物資輸送の必要は敢て昨今生じた問題ではなく、事變前も同じことである。戰時と平時と程度の差があるだけの話である。運送の要具としての船舶の必要は殊に戰時に、おいて痛感せられるのであって、一にも船、二にも船、三にも船といったロイド・ジョージの言葉は洋の東西、時の古今を問はず生き

協力に俟つ問題すなはち輸送物資の急、不急の順序による調節とかあるひは積荷準備の確保とかが考へ得られ、他方、船主の努力による問題、すなはち配船の合理化によつて船腹を能率的に利用すること等がある。ここに昨今船主荷主の一一致協力の必要が高唱せらるゝ所以がある。荷主の協力について特に必要なことは、積荷の豫定を期近物も、先物も、出来る限り迅速に通知することである。自由主義經濟下では商賣が成立つてから船を廻した。だから物の存在がはつきりしてゐて、その上に配船計畫が樹てられたのである。

然るに計畫經濟の今日では出貨豫定は豫定計畫の上に樹てられたものであるから、物資の出廻りが餘程確實でなければならぬ。出貨について本來多少の不安が含まれており、又實際上そんな實例もあつたのである。現に積荷準備の出來てゐる荷物であるか、少くともその出貨豫定に確實性がなければならぬ。最近、積荷準備の不充分なために生ずる滯船料について

てゐるものである。船腹不足對策は言葉でいへば頗る簡単で、船の増加を計ることでありこれには二つの方法がある。外國で買船又は儲船するか、さもなくば日本内地で自ら建造するかである。外國から買船することは事實上困難である。何となれば英米その他の諸國でも日本が現在やつてゐるのと同じく船舶管理令があつて、外國に賣船することは禁じられてゐるからである。

然らば儲船の方は如何。從來世界儲船市場の中心はロンドンであつたが、運賃管理を行つてゐる關係上、市場の標準率が得られない従つて自然と現在自由市場を維持

してゐるニューヨークに移り、世界の海運市場は現在アメリカといふことになつてゐる。しかしニューヨークの儲船市場率は現在トン十ドルといふ相場であるから、一萬トン級遠洋航路一艘の一箇月五千ドルといふ相場であるから、一箇月五十一ドルといふ高い値段である。前大戰當時、日本の最高儲船料率はトント五十圓であつた。してみると現在のニューヨーク五十圓と同じで、その最高値段まで來たわけである。もし逆に日本船をニューヨークで外人に貸船する事が出来れば大變なことで、現在日本で一萬トン級船儲船料率は六七圓見當であるから、文字通りに對岸の花を眺めてゐるだけのことである。何は兎もあれ、外國船を儲船するのは實際問題として

困難なことである。
然らば國內造船はどうか、現在ふことになつてゐる。しかしニューヨークの造船能力の算定については多少の議論はあるが、相當に多い力を持つてゐることだけは明白である。問題は鐵の配給であつて、他の重工業に要する鐵材との關係である。もし眞に船腹がそれ程必要なものなら、何故に造船問題を考えないのであるか。一箇年の造船能力、それは造船第一の重點主義を直接に動員すれば、比較的確實に實効を得らるゝ問題である。

しかしながら何れにしても造船による船腹の増加は若干の時間を要する故に今日の問題としては現在有する日本の船腹を中心としこれを如何に活用して物資配給の圓滑を期するかである。

これに對しては、一方に荷主の明してゐないが、然も政府の意圖要綱に於ては、主として消極的の海運制に重點を置き、積極的海運制に具體的に指示する所なく、僅かに船腹の徹底せる擴充計畫の實施を提倡するに過ぎない。此の點については政府は建設的海運統制の必要を忘却したるものではなく、徹底せる度に豫じた考へ方なり、方法を以て行はるべきものであつて、自由主義時代の殘滓を整理すべきものが少なくない。

海運統制の諸問題は蓋し以上述べたるが如き現實の事態から生ずるものであることは、今日何人もよく知る所であらう。

斯くて而らばこの現下の事態に處して、我國海運統制は具體的に如何なる機構を整備し如何なる方策を樹つべきであらうか。思ふにこの問題は海運統制國策要綱に宣明せられた所に明かであり、從つて現下の海運統制問題は總てその指示する所に發するが故に、以下要綱に指示せられ又は示唆せられたる所を中心として、海運統制に關する諸問題に關し考察して見

々として然も極めて活潑に展開せられつゝある現實に眼を背けてはならない。

「高度國防國家建設ノ要請ニ應ズ」ころは、一言にして之を云へば、海運統制國策要綱の意圖するところは、一言にして之を云へば、「高度國防國家建設ノ要請ニ應ズ」

「高度國防國家建設ノ要請ニ應ズ」の確立」に在るが、更に之を具體的に云へば、第一に官民を通じる統制機構の整備強化と之が基礎的要件たる管船行政機構の整備であり、第二に海運中央統制輸送組合を中心とする配船統制の強化と改組せられたる海運統制委員會及小型汽船統制委員會を中心とする價格統制の強化であり、第三に之等團體との連繋の問題であり、第五に積極的海運統制國策としての、

「船腹ノ徹底セル擴充計畫ノ實施」である。然して曩に海運統制國策要綱の決定されるや、民間に於ては直に之に對應してその新體制の整備を圖り、要綱に指示せられたる新機構は既にして成り、今や着

々その運營を開始しつゝあるのである。然も海運統制新機構の意圖するところは、其の統制理念に於て將又統制技術に於て相當高度のものであるために、之が運營に當つては多くの困難なる問題を包藏してゐるのである。

海運統制國策要綱は海運統制新機構確立の方針を闡明して、「政府ハ輸送計畫ヲ決定シ配船ヲ管理決定シ及運賃脩船料ヲ公定スルモノトシ」、之が爲「政府機構ヲ整備擴充ス」と共に、一面民間機構を整備し、「政府監督ノ下ニ運航業者ヲ以テ」「海運組合法ニ依ル法人」として、「海運中央統制

輸送組合及統制委員會とその外廓團體との連繋の問題であり、第五

二、官民統制機構の整備

政府統制機構の整備

海運統制國策の目標とするところは強力なる國家管理態勢であり之を裏付くるものは政府及民間機構の整備擴充なること既に述べたる通りであるが、政府は要綱の決

定と共に輸送計畫ノ樹立、配船ノ管理決定及運賃脩船料ノ公定ヲ爲シ茲ニ共同引受、輸送割當、配船ノ實施、積立金據出等ノ監督ヲ行ふ爲管船局機構の整備充實に着手したのである。

由來管船行政機構の擴充と海運

更に又物資輸送の共同引受及運賃共同計算を中心とする海運中央統制輸送組合の運營と云ひ、何れも官民統制機構の整備擴充と云ひ、之を遂行するに當つては多くの困難なる問題を伴ふものであつて、從つて海運統制新機構の運營には充分なる戒心と周到なる準備とを忘れてはならないのである。

政府機構の整備の一環として船舶管理委員會及海運統制協議會の整備の問題があるが、要は事態の進展に伴ひ高度の海運統制を必要とする情勢に對處し、克く其の使命と職責とを果し得るものたらしむるに在る。委員會の構成の如きも徒に各分野各層の勢力均衡にのみ墮する等のことなく、眞に海運統制の本義に徹し得たる公正有能の士を簡拔選任すべきである。尙船舶管理委員會と海運統制協議會及新に海運統制協議會に設置せら

るべき幹事會との相互連絡に付ては特に其の間滑を期すべく、特に各省委員及幹事間の密接なる連繋は本制度運營上の最も重要なボイントである。特に出貨關係を主管する官廳側委員及幹事と遞信省側委員及幹事との連絡は最も必要であり、又陸海空間に於ける輸送の連絡調整を圖る爲、遞信鐵道兩省間の緊密なる連繋も亦極めて緊要であるが、此の點に關しては最近鐵兩省間に連絡協議會が設置せられた、陸海運輸の調整に真摯な努力が拂はれつゝある。斯くの如き連絡措置が今後各關係官廳間に真剣に採らるゝに至れば、從來輸送計畫を樹てる上に於て經驗せられたる困難は恐らくは頗る減少するに至るべく、配船統制の遂行は問より延いては物動計畫の遂行に多大の貢獻を齎すであらう。

内外地海運行政機構の統一は種々の事情に依り未だ之が實施は困難であるが、然も大東亞共榮圈確立の基底たるべき交通運輸施設の確立に付ては、特に日滿支三國間の海上交通の綜合的發展と之が爲

政府機構の整備に對應せる民間統制機構の整備は、要綱に指示する如く「物資輸送ノ實行機關タラシムル爲全運航業者ヲシテ海運組合ニ依ル法人」として結成せしむる海運中央統制輸送組合と「運賃脩船料ノ審査、積立金ノ處理等輸送ニ直接關係ナキ事項及船主關係ノ事項ヲ處理スル」爲に從來の組合聯合會を結成せしめ且海運委員會を改組して夫々新に設置する海運統制委員會及小型汽船統制委員會を中心とし、之に機帆船中央統制輸送組合に加盟せしむべき機帆船統制輸送組合並に水上小運送業及海運仲立業等の外廓團體を包括せる一環の確固たる統制機構

にする一元的統制は刻下の急務なりに鑑み、政府は速かに之に對する方策を講ずべきである。例へば差當り遞信省内に内外地關係官を以て組織する内外地海運統制協議會を設置し、必要あらば相互兼官會議を實施して以て一元的統制措置を講するも一法であらう。

現在の海運統制新機構の重點は海運中央統制輸送組合の運營に在るのであるが、斯かる機構に依る輸送計畫の確立に在るのである。然して海運中央統制輸送組合並に海運統制委員會及小型汽船統制委員會等は何れも既に新機構の下に其の運營を開始しつゝあり、之等と各外廓團體との連繋も亦順次必要なる措置が採られんとしつゝある。

斯かる情勢の間に在つて我國海運は果して如何なる體制を整備し又は整備せんとするものであるか顧るに我國海運は夙に事態の推移に際し他の業界に率先して其の新體制を整備した事は既に自他共に之を認むるところである。然もその新體制の組織とその運營に關しては尙考慮すべき點數しとしないのである。

其の主要なる點の第一は機構上の問題であり、其の第二は精神上の問題である。第一の機構上の問題とは、經濟新體制の要請するところ従つて又海運新體制の目標とすべきところは、一元的統制機構

なるに拘らず、現在我國海運の團

體機構は未だ必ずしもその目標に到達し居らざる點である。即ち海運組合法に規定する海運業の種類は汽船海運業、帆船海運業、水上小運送業及海運仲立業に四大別せられ、更に汽船海運業は大型小型及沿岸の各汽船海運業に、機帆船海運業及水上小運送業は何れも地區別に、海運仲立業は甲乙兩種に乙種は更に地區別に細別せられ、而してその各々が何れも自らの統制團體を組織し、然も之等各個の團體が未だ必ずしも渾然一體として統合歸一せらるゝに至つてゐるのである。

特に最も考慮を用ふべきは我國海運の中核體たる汽船海運業に關してであつて現在既に海運組合法に依る法人として日本海運協會、近海汽船同盟會及海運中央統制輸送組合があり、近くは小型汽船統制輸送組合も亦海運組合法に依る法人として新に組織せられんとして新に組織せられんとし更に日本海運協會管下に海運統制委員會あり又近海汽船同盟會管下に小型汽船統制委員會が存在する

今後事態の進展に伴ひ我國海運は益々各分野の總力を渾然歸一して眞に強力に國家目的の遂行に當らねばならぬものと思ふのであるが、その爲には全日本海運を打つて一丸とした一元的統制團體の結成こそは最も緊急である。各團體は須らく小我を捨てゝ大同に就くと共に、政府亦克く之を指導し以て重大なる國家的使命の達成に缺くるなき確固不動の體制を整備すべきである。此の問題は恐らくは今後我國海運に課せられる課題の中最も重要なものゝ一である。

海運中央統制輸送組合と統制委員會との二元的統制となつた爲に生ずる問題の一は海運統制に關する兩者の關與の問題である。固より新機構の下に於ては配船統制は海運中央統制輸送組合に於て運賃儲船料及船主關係の統制は統制委員會に於て各之を分擔掌理するものであることは、海運統制國策要綱に指示するところに見るも明かであるが、然しながら眞の海運統

のである。

蓋し海運統制は海運全般の立場より廣く之を觀察し考察すべきものであつて、此の意味よりするも假りに機構上海運中央統制輸送組合と統制委員會とは別個の人格を有するとも、實際上は兩者は恰も一個の有機的人格を構成するものとして運被せられねばならぬ。此の點は事理極めて明白であつて然も實行上は種々の問題を包藏するのである。統制の圓滑なる遂行を期する上に於て最も戒心を要する點である。

海運新體制に關する問題の第二

制度は元來要綱に示す如く「運航ノ集約ヲ圖ル爲」に創案せられたものであるが、其の運營の效果は寧ろ精神的方面に在るのであつて

斯かる意味における本制度活用の如何は、組合の事業の遂行に至大の關係を有するものである。

從つて組の組織及運營の如何は組合の事業の運營に直接多大の關係を有するのであつて最も戒心を要する點である。

要綱に「政府ニ於テ各運航業者ノ資本關係、取引關係、運航方面ノプロツクを設」くる旨を明かにし、海運中央統制輸送組合の事業の運營は總てプロツク即ち組中心なる旨を明示してゐるのである。

從つて組の組織及運營の如何は組合の事業の運營に直接多大の關係を有するのであつて最も戒心を要する點である。

斯かる意味における本制度活用の如何は、組合の事業の遂行に至大の關係を有するものである。

重要物資の輸送圓滑化は刻下の緊急問題として常に遞信省を中心として商工、農林、企畫院其の他の關係官廳などの間に種々協議が遂げられてゐるが、現在に於ては既に海運中央統制輸送組合の活動に依り或る程度の成果を挙げてゐる。然かしこの輸送問題の解決更に最近の情勢、特に貨物幅轉期たる夏場に當り、これが全面的な輸送の合理化は最も重要視されてゐる。然かしこの輸送問題の解決には、海運統制に順應すべき各重要物資の出貨統制の一日も速かな実現が必要であつて、このため統制機關として出荷團體の機構整備が先づ焦眉の急務であるとされ、各省に亘る全體的な出荷機構確立のため企畫院を中心として研究していく方針である。

商工省がこの出荷統制に當り最も考慮された處は、先づその統制の範囲と組織及び権限であつて、一元的に統制することにならない。又この出荷統制の目標となる可き各物資に就ては、全般的にによる各物資別に、必要に應じて機構を整へた後、改めて最高機關として統制令の如き機構を以つて、一元的に統制することにならない。又この出荷統制の目標となる可き各物資に就ては、全般的に

體をしてこれに當らしむる事になつたが、一部で要望してゐる總動員法等の如き適用による法的権限については現在全然考慮されてゐない。又この出荷統制の目標となる可き各物資に就ては、全般的にによる各物資別に、必要に應じて機構を整へた後、改めて最高機關として統制令の如き機構を以つて、一元的に統制することにならない。又この出荷統制の目標となる可き各物資に就ては、全般的に

尙石炭、鐵についても各種の事

情からこれを同一に取扱つて行く事は避け、夫々燃料局、鐵鋼礦業局等で研究中であるが、既に鐵についても目下燃料局に於て具體化を急いで居るので近く商工部門に於ける出荷統制問題は一應解決に至るものとて成行は期待されてゐる。

而て斯くの如く現下における全面的出荷統制を要請するに至りたる最も大なる要因は、事態の緊迫に對處する爲の配船統制の強化であり、然して配船統制強化の重點は、從來の任意契約と配船許可制とを基礎とした統制より、團體契約と計畫配船とを基礎とする新たなる綜合的に且計畫的なる統制への移行に有るのである。故に適確なる輸送計畫の樹立こそは新統制機構運營の根本をなすものであり、又その原動力である。從つて如何に統制機構を整備し強化するとも、若し政府に於て樹立すれば、其の原動力である。從つて如何に統制機構を整備し強化する旨簡単に規定するのみであるが、此の點細則は組合員たる運航業者を規制するものであつて、輸送計畫の決定は政府の所管事項なるに依るものである、然し既に述べた通り、輸送計畫に關する問題は最も重要であつて、之が計畫の樹立については、周到なる準備と

碑に歸するであらう。

即ち從來の配船統制機構は下部組織の活動を前提とし、之を如何に調整し統制するかに重點があつたのであるが、新機構にあつては上部組織即ち政府の輸送計畫の決定を俟つて始めて下部組織の活動開始を見るのである。茲に統制の綜合性と計畫性とを基定とする新機構の特異性があるのであり、從つて其の運營上の問題が存するのである。

輸送計畫の樹立に關しては、海運統制要綱に示す所の外、海運中央統制輸送組合の組則に「政府ニ於テ年間、四半期別及月別輸送計畫ヲ決定シ物資ノ品目、數量、荷主、積揚地及積取期間等ヲ指示シテ之ガ輸送ノ引受ヲ組合ニ指令」する旨簡単に規定するのみであるが、此の點細則は組合員たる運航業者を規制するものであつて、輸送計畫の決定は政府の所管事項なるに依るものである、然し既に述べた通り、輸送計畫に關する問題は最も重要であつて、之が計畫の樹立については、周到なる準備と

細心の注意とを以てその適確を期せねばならぬ。

要綱に於ては關係各廳の通達に基き遞信省に於て海運統制協議會に諮り輸送計畫を樹立する旨を明かにしてゐるが、此の點については從來の海運統制協議會運用の經驗に鑑み各廳間の連絡に改善を要す可き點が多い様である。之が爲には輸送計畫の樹立に當る海運統制協議會の機構を整備充實すると共に、その運用を適切ならしめることが最も必要であり、政府は此の點に關する官民協議員の豫ての要望に應へて其の實現を圖らんとしてゐるが、特に最も適正を期せねばならぬ。

輸送計畫決定の方法に付ては、關係各廳よりその集計したる要輸送物資の數量及び内容の通達を受けるときは、遞信省は之を直に協議會幹事會に附議することなく先づ官廳側幹事のみを以て組織する其の官廳小委員會に附議し、此の小委員會に於て各廳提出の數字を詳細に且綜合的に検討し、政府より見たる要輸送物資量を決定し

本年度物動計畫の樹立に關しては、之と表裏を爲すものとして交通動員計畫が樹立され、從來物動計畫の最も難點とされし動的因素の缺如が改善さるゝに至つたことは、國策の遂行上寄與するところ蓋し多大であるが、それと共に協議會の任務は益々加重されたものと見るべきである。尙輸送計畫の對照たる船舶は常に動いて止ることなきものである爲、計畫の決定他の運航業者の團體との緊密なる聯繫の下に物資の計畫的輸送に協力せしむるべきである。

曩に昨年十二月七日開議に於て決定したる「經濟新體制確立要綱」に於ては經濟團體組織を結成せしめ、海運中央統制輸送組合及其他の運航業者の團體との緊密なる聯繫の下に物資の計畫的輸送に協力せしむるべきである。

出貨統制機構の組織は中央に於て荷主主管官廳の管下に各產業別荷主の統制團體を主體としてのみよりして、經濟團體の組織に關し「要綱」に指示せられたる所は出貨統制團體の組織に關しても示唆する所が多いたのである。

出貨統制團體の組織は中央に於て荷主主管官廳の管下に各產業別荷主の統制團體を組織し、各統制團體相互の聯繫は連絡協議會等を設置して之を圖り、更に地域的に各業種別に地域別ブロックを構成し、中央及地方を通ずる出貨の統制團體に關する大綱を明かにしてゐる。固より「經濟新體制確立要綱」に於て經濟團體の組織を要請したる所以のものは、「國家總力ヲ發揮シ高度國防ノ國家目的ヲ達成セシ」めんとするに在りしも「經濟新體制確立要綱」に指示する所にのみ依るものではない

は最も適確を期すると共に又最も迅速を期すべきであるが、之等の點に關しては從來の經驗に頼み、特に荷主主管の關係各廳の一層の善處が要望せらるゝのである。斯くして、決定せられたる輸送計畫は直に之を關係各廳に通達するのであるが、其の輸送計畫は單に遞信省決定の計畫とせず、關係各廳を通ずる政府決定の計畫たる重點を有せしむることが最も必要であり輸送計畫遂行上の重点である。從つて斯くして決定せられたる輸送計畫に付ては遞信省は勿論關係各廳は總て之を承認せるものであるが、其の輸送計畫は單に計画遂行上の障害に對しては苟も計画遂行上の障害に對しては關係各廳をして各其の分野に於て直に有効適切なる協力と措置とを爲さしめねばならぬ。依て輸送計畫の確定後は、關係各廳は荷主側として積極的に之が遂行に協力せしむると共に、計畫遂行の經過に付絶えず周到なる注意を拂はしめて之を抑止すると共に、一面出貨

出貨統制機構の確立

配船統制機構の重點は配船の計畫化に在り、然して配船の計畫化は出貨の計畫化を伴つて始めて之が圓滑を期し得るものなることは既に述べた通りであるが、斯かる出貨の統制を實施する爲には荷主の團體を結成せしめて出貨の調整

制は存在しないのであつて他の業種との聯繫性を前提とし之との聯繫を基底としてのみ各業種別及業態別の統制が存立し得る。此の意味に於て各産業は各其の業種及業態との間に於ける統制の聯繫を圖ることが最も必要である。「經濟新體制確立要綱」に於て「全産業ヲ統轄スル最高經濟團體」の設置を考慮せるも此の理由に出づるものであるが從來各業種及業態別の統制の有機的聯繫を缺いた點よりして、統制上の見地よりする各業種間の聯繫を圖る爲の措置は必ずしも斯かる統轄團體の設置を俟たずして考慮せらるべきである。義に鐵鋼、石炭、電氣、海運、造船、セメント瓦斯石油、機械、金屬等の重要産業團體間に於て、その横の聯繫を圖る爲の要産業統制協議會を設置したるも此の趣旨に基くものであるが之等機關の活用如何に依つては出貨統制の促進上蓋し効果の期待すべきものがあるであらう。

出貨計畫の樹立

物に付ては地方の特殊産業に考慮し地方出貨の圓滑を期すべきである。然して之が爲には物資別及地域別に可及的出貨調整の機關を設け出貨の統制と圓滑とを圖るべきである。

新機構に於ける配船統制は政府

決定の輸送計畫を基礎とするもの

なこと及斯くの如き輸送計畫は「物資配給計畫ト連繫ヲ保持」せしむべきことは既に述べた通りであるが、此の意味に於て荷主團體の採るべき出貨統制措置の第一は輸送計畫の樹立の基礎たるべき出貨計畫の樹立である。然して荷主團體に於て樹立すべき出貨計畫は輸送計畫と照應すべきものであるが、組合細則には輸送計畫に關し「政府ニ於テ年間、四半期別及び月別輸送計畫ヲ決定シ物資ノ品目數量、荷主、積揚地及積取期間等ヲ指示シテ之ガ輸送ノ引受ヲ組合ニ指令」する旨を規定し、輸送計畫と照應せる出貨計畫ノ期間別種類及其の内容たるべき要件を指示

してゐるのである。即ち荷主團體に於ては物動計畫の数字に基き年間、四半期別及月別出貨計畫を樹立作成し、之を各其の主管官廳及遞信省に提出すると共に海運中央統制輸送組合に報告することとする。出貨計畫の樹立に當り最も留意すべきは計畫の適確性と輸送との聯繫性とに關する點である。計畫の適確性に付ては新機構に於ける船舶の配船は總て出貨計畫に基く計畫配船であり、從つて船腹の經濟的利用を圖り運航能率の増進を期し得るや否やは多く繋つて出貨計畫の適確性如何に在るのである特に出貨計畫の内容たるべき出貨量に付ては、現地に於ける生産力は輸送計畫と照應すべきものであるが、組合細則には輸送計畫に關し「政府ニ於テ年間、四半期別及び月別輸送計畫ヲ決定シ物資ノ品目數量、荷主、積揚地及積取期間等ヲ指示シテ之ガ輸送ノ引受ヲ組合ニ指令」する旨を規定し、輸送計畫と照應せる出貨計畫ノ期間別種類及其の内容たるべき要件を指示

せらるべき點は、第一にその統制力の問題であり、第二に内外地の關係の問題であり、第三に雜貨及地方貨物等に關する問題である。第一の問題に付ては出貨の統制は、過去の經驗よりするも最も強力なることが要請せられ、從つて出貨統制團體は強力なる實行力を有するものたらむる必要がある。のであって、その爲には之に法的根據を附與することが最も適當とせらるゝのである。「經濟新體制確立要綱」に經濟團體の職能に關し「實施計畫ノ立案及其ノ計畫實行ノ責ニ任」せしむる旨を明かにし經濟團體の職能を強化すると共に、一面「經濟團體ハ之ヲ特殊法人トス」の旨を指示して團體の基礎の強化を圖つた所以も亦經濟團體をして從來の形式的な社交團體より實體的な統制團體へ移行せしめんとする意圖に出でたるものであつて、出貨統制團體の目標とすべき所も亦茲に在るのである。出貨統制團體に關する第二の問題は内外地を通ずる出貨の一元的統制に關するものであるが、此の

點は實際上種々の困難なる問題を内包するのである。即ち經濟統制に關する問題中各業種の產業を通じ最も困難なるものは、一は内外地間の統制の元化に關する問題である。「經濟新體制確立要綱」に於て「外地ノ企業ハ外地各地域ニ於テ夫々經濟團體ヲ組織ス」とある。と共に、「内地トノ一元的統制ヲ特ニ必要トスモノニ付テハ全國的統制ニ付適當ナル措置ヲ講ズ」べしとすべきことを指示せるは此の間の事情を察したるに出来るものであるが率直なる言を以てすれば内外地間の一元的經濟統制の緊要なる現實の事態に對處するの方策として緊迫せる時局に照應せる果斷なる對策を宣明するに缺くる所あるは頗る遺憾である。

今や我國が國家の總力を發揮して邁進せんとする目標は「基本國策要綱」に據として明かであり、「經濟新體制確立要綱」に於ても亦國家經濟の目標とすべき所を宣明して、「大東亞を包含シテ自給

自足ノ共榮圈ヲ確立」する爲めの「國家綜合計畫」の樹立と實施とに在るを明かにしてゐるのである。周より外地の統治に關しては種々特別の行政措置を必要とするものであることは當然であるが、我國國策の目標とする所よりすれば、少く共經濟關係事項に關しては觀點を更に高く視野を更に廣くして内外地間の牆壁は之を撤廃しなければならぬ。茲に始めて國家綜合經濟計畫の樹立と實施とが可能であることに「大東亞ヲ包容」せる共榮圈の確立を期待し得るのである。

出貨統制團體に關する第三の問題は、雜貨及地方貨物等に關する出貨統制機構に關するものであるが、斯かる種類の貨物に付ては其の出貨の調整は大宗貨物の場合に於けるが如く組織化せられたる出貨統制機構に依ること困難なる場合多く、然も前者に付ては生活必需品等又後者に付ても重要なものが何れも多き點よりして、之等の出貨の調整に付ては慎重なる考慮を用ふべきであつて、特に地方貨

度が存するが故に、船腹需給の關係を調整し物資輸送の圓滑を期す

るの途は主として前記の各方法に依る物資積取期間の調節に依るのみのである。「物價統制大綱」

に物資輸送の圓滑を期する爲には

「運送量ヲ季節的ニ調整スルコト」の要あるを提示せるも此の間

の事情に依るものである。

年間を通ずる出貨の平均化

の爲には出貨計畫の樹立に當り特

に近海荷動總量の過半を占む鐵礦石と共に重要物資の首座を占むる

石炭に付上期の出炭を増加し、下

期出炭との均衡を圖るが如き措置が必要である。

尙從來荷主は海運關係の法令に依り制約せらるゝことは殆ど其の例が少いのであるが、海運統制令

— 20 —

の實施に依り荷主は一部之が制約を受くることとなり、出貨計畫に關聯して運送計畫報告書及運送契約報告書の二種の定期報告書を提出する義務を有するのである。即ち海運統制令第十五條には「遞信大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ船舶ノ……使用……ニ關シ必要ナル報告ヲ徵」することを得る旨を規定し、之に基き同令施行規則第二十六條には「遞信大臣ノ告示ヲ以テ指定スル貨物ヲ船舶ニ依リ運送セントスル荷主ハ四月一日ヨリ翌年三月末日迄ノ一年間ニ於ケル當該貨物ノ運送計畫ニ付シテ運送計畫報告書ヲ毎年二月末日迄ニ遞信大臣ニ提出スベシ。荷主ハ前項ノ運送計畫ヲ著シク變更シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ遞信大臣ニ報告スベシ」と規定し、又同じく第二十七條には「荷送人又ハ荷受人ハ一月、四月七月及十月ノ各一日現在ニ於ケル運送契約貨物ニシテ其ノ運送期間三千噸以上ノモノ又ハ其ノ數量一口ノ契約報告書ヲ各同月十日迄ニ遞信

必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得」の旨規定してゐるのである。即ち本規定に依り荷主に對しては船積又は陸揚の方法の變更、例へば解取り方法の變更を命じ、又その順位の變更例へば重船の場合に於て緊急の物資を優先荷役せしむること等を命令し得るのであり、更に其の他必要な事項例へば解船の利用増進の爲倉庫を禁じ又荷役設備の能率低下を防止せしむること等の命令をも發し得るのである。其の他荷役の促進に關しては或は荷主の直取又は直解の制限又は廢止を止め、又海運統制令第七條の規定に依る命令は船舶荷役の圓滑を圖るの限度に止り新なる設備を命ずるを得ないのであるが、斯かる法令の規定に依らずして荷役設備の改善整備を求むる等荷主の協力を求むべきもの頗る多いのである。特に現地に於ける荷役現況の困難視される所謂ランニングの問題の如きも、之等の措置に依り逐次其の適正を期すべきである。

大臣に提出すべきことを命じてゐるのである。

出 貨 の 調 整

出貨の調整は配船の調整と關聯すると云はむよりは寧ろ表裏を爲すものであつて、新機構に依る海上輸送體制が計畫的出貨と計畫的配船との有機的一體化を基底として確立せらるゝものなる點よりして、計畫の實施に當りては運航業者に於ける配船調整の措置と荷主に於ける出貨調整の措置とは絶対不可分のものであらねばならないのである。「交通政策要綱」に「運輸機關ト生産配給統制機關トノ緊密ナル連繫ノ保持」の必要を説けられも亦此の間の事情に出づるものである。

運航業者に於ける配船調整の措置は、荷主に於ける出貨調整の措置と表裏を爲すものなる關係上、多くの場合配船調整の措置と對置して適宜の方策が採らるべきである。

就中荷役力に應ずる出貨は配船調査の改善合理化を圖る等出貨の調整に關し荷主の協力を求むべき點は頗る専しとしないのである。

荷 役 の 促 進

計画配船に對應せる出貨統制の重要性及之が爲にする出貨統制機構の確立、出貨計畫の樹立及出貨の調整等の必要なる所以に關し以上論及したのであるが、最後に出

たる國家重要物資の輸送は擧げて組合に一任し、組合の全責任において行はれるものである。組織としては完璧に近いものであり、組合を形成する人選においても斯界の優秀なる代表者を集め、その實行についても心配はない。

然しながら、唯一つ吾人の杞憂するところは、如何に組織が完全でも、又適材者を得ても、果してその本來の機能を十分發揮せしむる素地が出來てゐるかどうか。端的にいへば各組合員は國家的見地において仕事をなし得る制度であるか否か。更に反面からいへば各員は各社の利害を代表し、これを顧慮せざるを得ない實情にありはしないかどうか。惟ふにひとり船舶統制の場合のみでなく、一般の組合においても、計畫が實際運用があるであらう。殊に個人とし

共に、計畫に照應せる出貨の勵行も亦最も要請せらるゝ點である。又船腹の合理的利用法を圖り港頭に於ける出貨統制の措置とは絕對不可分のものであらねばならないのである。「交通政策要綱」に「運輸機關ト生産配給統制機關トノ緊密ナル連繫ノ保持」の必要を説けられも亦此の間の事情に出づるものである。

「物價統制實施要綱」には「荷主側ノ荷積及荷揚ニ資スルコト」を強調せる如く最も緊要である。荷主側の協力を求むべき點渺しとしないのである。

「物價統制實施要綱」には「荷主側ノ荷積及荷揚ニ資スルコト」を強調せる如く最も緊要である。荷主側の協力を求むべき點渺しとしないのである。

四、配船統制と運賃統制

尙ほに輸送能率の増進の問題に就いては港灣機能の綜合強化、陸上施設の整備等があるが、これら

規定の性質に鑑み「港灣問題の諸對策」の章において論究することとする。

船舶運送の使命が從來の如き價格增加でなくして、物の有無相通であり、配給であるとすると、問題は如何にして現在の船腹を以て國の希望を達せしむるか。それは現在の船腹を合理的に配船し能率を高めるより外仕方がない。配船の合理化は即ち配船の定期化であるが、現在の實情においてはこれを妨ぐる多くの素因がある。この素因を根本的に除去することが肝要である。

今次歐洲大戰の勃發とともに、高度の新統制機構を必要とするに到り、昭和十五年十一月、海運中央統制輸送組合を中樞機關とする強力なる新組織が生まれた。この組合の組織は從來の自由主義的色彩が著しく減じ、船舶國家管理の傾向を強めたもので、計畫せられ

ては利益であるも國家としては不利益なことがある、或はその反対の場合をも生じ、或は又自社には利益でも他社には不利益な場合も起るであらう。

要するに幾多利害の不均衡が考へられるのであつて、もちろんそれは善惡の問題ではない。寧ろ配船に伴つて生ずる必然的のものである。故に問題は如何にしてこの現實的矛盾を無くせしむるか、それの組織方法の問題である。これに對しては、各員が自己の利益を顧慮する必要を比較的少くしてやれる機構が編出されなければならぬ。具體的に考へて見ると、現在の運賃共同計算制度の擴張である。

然しながら純理的理論としてはもとと根本的に、利潤の根本に觸れた組織が必要であらう。それにはどうするかと云へば、各船主の收得する全運賃收入、全支出を一切一箇所に集めて、共同計算制とし、之に依つて各社の利害の矛盾を調整し、その基礎の上に配船統制、配船の合理化を行ふものである。詳言すれば、船舶經營は從前通り現在の儘とし、その組織には寸分の變化なく、唯運賃收支計算のみを政府管轄の一一定場所例へば船舶の如きものを設け、こゝに集めてその計算の衝に當らしめ、その結果得たる収益を全部、一定の基準に依り、適當に全船主に配分するものであつて、船舶業の實質には何等變化なく、又その収益においても、大體從前と大差なく、唯收支計算のみを政府が統管する制度である。

この制度において初めて、政府が船舶を管理する趣旨が徹底し、さらにまた政府が船主の企業的危険に對し補償することも意味がある。つまり海運政策の基礎が確立するのである。右の場合に集つた收支計算書は、甲會社は非常に利益があり、乙會社は赤字の場合もあり、收支の内容は一定しないが、かくすることにより、各員の立場は國家本位に物資配給の圓滑に邁進することが出来よう。從來のやうに特に割良き荷

物、航路のために徒勞な努力をする必要も無くなるであらう。さるに各社から出た委員も公平に、文字通り國家本位に、名案を出し、適切に實行が出来るに到るであらう。しかしながら現在の過程において、右の如き理想論は先づ實行は不可能であらう。現實に即した方法としては現行運賃共同計算制度を擴張する事が妥當な考へ方である。現在の運賃共同計算制度は一定の基本的備船料を定め、政府が統管する制度である。

そこで、右の如き理想論は先づ實行は不可能であらう。現實に即した方法としては現行運賃共同計算制度を擴張する事が妥當な考へ方である。現在の運賃共同計算制度は一定の基本的備船料を定め、政府が統管する制度である。

物資輸送の共同引受は計畫配船を基調とする新機構の重點であつて、輸送計畫を政府が決定するに對応せる民間業者の共同連帶の態勢である。然しながら、新機構に於ける共同引受は飽く迄受動的であつて能動的ではない。海運統制協議會の議を經て決定せられたる政府の輸送計畫に依る物資は總て組合は之を引受くることを要し、組合細則に規定する如く「微儲其ノ他不可抗力ニ因リ其ノ全部又ハ一部ノ輸送ヲ困難トスル事情ヲ生ジタルトキ」の外は、組合は如何なることあるも輸送計畫に依り指示せられたる物資の引受及び輸送を爲すの義務を有するのであるから、問題は共同引受そのものにあらず、問題は共同引受そのものに非ずして輸送計畫そのものに存するのである。

組合が共同引受を爲すべき物資が完成し實行期に移つて居る。以下更に具體的に機構、技術的問題の内容を考察することとする。

配船統制

物資輸送の共同引受

物資輸送の共同引受は計畫配船を基調とする新機構の重點であつて、輸送計畫を政府が決定するに對応せる民間業者の共同連帶の態勢である。然ながら、新機構に於ける共同引受は飽く迄受動的であつて能動的ではない。海運統制協議會の議を經て決定せられたる政府の輸送計畫に依る物資は總て組合は之を引受くることを要し、組合細則に規定する如く「微儲其ノ他不可抗力ニ因リ其ノ全部又ハ一部ノ輸送ヲ困難トスル事情ヲ生ジタルトキ」の外は、組合は如何なることあるも輸送計畫に依り指示せられたる物資の引受及び輸送を爲すの義務を有するのであるから、問題は共同引受そのものにあらず、問題は共同引受そのものに非ずして輸送計畫そのものに存するのである。

組合が共同引受を爲すべき物資

に付ては政局は冀に石炭、鐵礦石、木材、穀類（米、大麥、小麦）、小麥粉、大豆、大豆粕、搗油種子）、燒鑄石、非鐵鑄（金鑄、銅鑄亞鉛鑄、硫化鐵鑄、ボーキサイト、鎳土、蠶石、ニッケル、硅砂、マンガン、ビツチコークス、石灰石）、銑銅、砂糖、セメント、油、肥料、飼料、紙、パルプの十五品目を指定する旨内達したが、將來事態の進展に依り之れ以外の物資と雖共に引受物資に指定せらるゝものなしとしないのである。尙組合が物資輸送の共同引受を爲すべき場合は、「政府ガ輸送計畫ヲ決定シ」と、政府が「輸送計畫ニ依ラズシテ之に基き物資を指示して「輸送ノ引受ヲ組合ニ指令シタルトキ」又は、「政府ガ輸送計畫ヲ決定シ」

斯かる場合は政府は速かに組合に引受の指令を發し自由引受に依る弊を防止すべきである。

引受物資の割當

共同引受に關聯して最も困難な引受の指令を發し自由引受に依る弊を防止すべきである。

物資割當の基準を決定する爲に、即ちその一は輸送力、配船狀況並に積取ノ經驗及實績等ヲ考慮」すべきことを規定してゐるが、各條件の個々の算定及各條件相互の比重を如何にすべきやに關し種々困難なる問題が存するのである。特に輸送力と積取實績及經驗との比率は之を如何に決定すべきやの問題は、各物資、各航路に付必ずしも一定せざる爲一層の困難を伴ふのである。

物資割當の基準を決定する爲には大體二つの措置が必要である。

即ちその一は輸送力、配船狀況並に積取實績の算定に當り過去何年間の實績とすべきやは議論の岐るゝ所であるが、要是當該運航業者が當該物資及航路に付、過去に於て如何なる輸送上の施設を爲し、又は貢獻を爲し或は現實の經驗を有するかの適正なる判定に缺くるなき期間たるを要する。此の意味に於て積取實績算定の基礎たるべき期間は三年程度を以て適當とするべきであらう。

右に依り各組及各組員の輸送力が算定せられたるときは、引受物資數量と對比して一應數字的に割當基準表を作成し、之を基準として適船適航主義に依り各組に對し引受物資の割當を爲し、各組は更に同様之を各組員に割當を爲すのであるが、更に配船狀況並に積取經驗及實績等を適當に考慮して割當を爲す爲には、所要基準日數を基礎とする物資間の交換の措置を講ずる必要があるのである。然しこれ斯かる措置は又割當決定後に於ける各組間の割當物資の移譲及交割當の基準に關し、「保有船舶ノ

換にも適用せらるべきである。

共同引受物資は要綱及組合細則の規定せる所に依り、其の種別に依り又は其の数量を分割して不定期船、定期船、油槽船及小型船の各組に割當を爲すものであるが、此の點に關しては定期船が指定航路以外に就航する場合に於ける措置を如何にすべきか、又大型船の組と小型船の組との間に於ける物資割當の均衡を如何にすべきかの問題が存するのである。前者に付ては定期船とは統制上一定の指定航路に於ける指定定期船を稱するものと解すべきであり、從つて斯かる定期船が他の航路に就航する場合は、短期にして斯かる措置を妥當とせざるときの外は總て不定期船としての割當を受くるものとすべきである。

次に大型船の組と小型船の組との間に於ける物資割當の均衡の問題であるが、此の問題は船腹不足の場合よりも船腹過剰の情勢下に在つて最も困難が存するのである。運賃共同計算の意圖するところは物資割當の適正を得て始めて

眞に其の効果を期待し得るのであり、從つて此の意味よりするも共同引受物資の割當に付ては總て至公至平を旨とし苟も適正を缺くが如きとなきを期すべきであるが、特に小型船の組に付ては大型船の組と別個に共同計算を實施する關係上物資割當に關し相互の均衡を圖ることは最も必要とするところである。

最後に小口物資の割當に關する問題に付ては小口物資即ち五百噸或は千噸の石炭等に付ては組合に於て輸送餘力を見て適宜割當するこことすべきである。

定期船に關する統制に付ては要綱に「定期船ノ運航業者ハ定期船ノミヲ以テ別個ノプロツクヲ設ケルモノトス」と定め、又共同引受物資の割當、配船決定及共同引受物資以外の物資の引受に付不定期船に關し規定したる所に付「特別ヲ設ケルコトヲ得」と及「定期船ノ範囲ハ政府之ヲ定ム」の旨規定するのみであり、又組合細則に於ても引受物資の割當に關し、「定期船運航業者ノ組ニ在リテハ

べきは、斯かる特別の措置は飽く迄も定期船の特殊性に依るものであつて、統制上特に定期船を開拓するものに非ざることである。蓋し定期不定期の別なく齊しく統制に協力するの態勢を整備するは統制の遂行上最も必要である。

然しながら此の點に關し注意すべきは、斯かる特別の措置は飽く迄も定期船の特殊性に依るものであつて、統制上特に定期船を開拓するものに非ざることである。蓋し定期不定期の別なく齊しく統制に協力するの態勢を整備するは統制の遂行上最も必要である。

定期船運航業者は要綱に定むる所に依り、組合内に政府指定に依る定期船のみを以て遠洋定期プロツク（第九組）及近海定期プロツク（第十組）を設け、且組合定款

配船の決定

配船に付ては海運統制國策要綱に「政府ハ配船ヲ管理決定」する

船ノ調整上必要アルトキハ組合ハ配船ノ決定後ト雖組長ヲ通ジ各組員ニ對シ配船ノ變更ヲ命ズルコトヲ得ル」旨規定してゐるが、組合をして斯かる権限を有せしむることは配船統制上當然にして且必要な措置である。配船決定後に於ける不可抗力に因る配船不能又は配船遅延の場合に於ける組合と荷主との關係に付ては運送契約の特別條項中に規定されてゐる。

尙配船問題は船腹過剰對策に關聯して重要性を有するのであつて過剰船腹處理の爲にする配船決定の如きは最もその適正を期すべきである。

新機構に於ける配船統制の特異的統制を爲さむとするに在り、從つて重要物資の輸送は原則として總て組合が共同引受を爲すことゝなるのである。

共同引受物資の輸送に付ては總て組合が其の責任に於て荷主と運送契約を締結するのであるが、「輸送ノ承認ヲ得タル」共同引受以外の「物資ニ付テハ當該組合員ハ其ノ費用ト責任トニ於テ直接荷主ト運送契約ヲ締結スルコトヲ得ル」のである。

尙共同引受以外の物資に付ては輸送能率の増進を圖る等統制上必要あるときは共同集貨の措置を探り得るのであつて、組合定款第三條には「必要ニ應ジ其ノ共同集貨ヲ爲スコト」を規定してゐる。

共同集貨制の目標とする所は出貨の統制に在るのであつて、船舶の統制と出貨の船統とは互に表裏を爲すべく兩者相俟つて始めて眞に物資輸送の完遂を期待し得るものと爲すものである。殊に雜貨雑品に在つては其の種類、數量、荷主等に付多種多岐に亘り、其の取扱方法亦極めて統一を缺き、船腹の利用價値を低減せしむると共に閣取引を誘發せしむるが爲之が統制を圖ることは極めて緊要なりとして、荷主團體に代り雜貨雑品の共同集荷所を設置し公正なる集貨と運航能率の増進を圖らんとする案が現に提唱せられてゐるのである。即ち最近「海運中央統制輸送組合ノ取扱ニ係ル共同引受物資以外物資ノ共同集貨（遠洋貨物ヲ除ク）ヲ爲ス」爲「運航業ヲ營メル回漕業者茲ニ定期船ノ集貨機關

業者及海運貨物仲立業者」を以て各地區別に「海運集貨統制組合」を設立し、更に中央に之を糾合してゐるのである。

海運集貨統制組合に付ては組合の構成、組合の集貨すべき物資の種類及範囲、集貨の方法、集貨物資の割當其の他に關し尙研究すべき點多く、從つて之が是非の批判は暫く之を避くるも、唯一點明かにして置くべきことは、斯かる共同集貨所は飽く迄海運中央統制輸送組合の定款第三條ノ二の規定に基き、その事業遂行上の補助機關として設置せらるべきものにして之と常に密接なる連繋を保つべきこと、従つて其の目的とする所は「共同集貨ヲ爲ス」こと自體に在つて集貨物資の割當を爲すに非ざることである。但しその運用宜しきを得ば閣取引の防止及運航能率の増進を期し得るの外「包裝ノ改善指導」、「檢才検量ノ勵行」、「解荷役偏在ノ防止」、「陸海輸送ノ連絡」、「仲仕トノ連絡」及「税關其ノ他關

係各廳トノ連絡」等を圖る上に寄與する所あるであらう。

運賃共同計算の目的と意義

海運統制新機構の重點は海運中央統制輸送組合の創設を中心とする配船統制に在ることは既に屢述せりのであるが、新機構下に於き點多く、從つて之が是非の批判は暫く之を避くるも、唯一點明かにして置くべきことは、斯かる共同集貨所は飽く迄海運中央統制輸送組合の定款第三條ノ二の規定に基き、その事業遂行上の補助機關として設置せらるべきものにして之と常に密接なる連繋を保つべきこと、従つて其の目的とする所は「共同集貨ヲ爲ス」こと自體に在つて集貨物資の割當を爲すに非ざることである。但しその運用宜しきを得ば閣取引の防止及運航能率の増進を期し得るの外「包裝ノ改善指導」、「檢才検量ノ勵行」、「解荷役偏在ノ防止」、「陸海輸送ノ連絡」、「仲仕トノ連絡」及「税關其ノ他關

足跡が餘りにも明瞭に示す所である。

配船の適正は運貨の適正を要件とするものであり、運賃相互間の不均衡に因る配船の流れが如何に過去に於て配船統制上の困難を齎したかは既に多くの事實が證する所である。固より如何に運賃間に不均衡があり之に因り不適正なる配船の流れを生ずるとも、強制命令による統制措置に依り之を是正する道ありとは云へ斯くの如きは眞に策の得たるものとは稱し難い。又假りに斯くの如き強制措置に依り一時的に其の目的を達し得たりとするも、水の高きより低いに就くは斯かる應急措置のみに依つてよく之を防ぎ得るものではない。之を防ぐ道は唯一つ運賃を適正にし其の相互間に於ける不均衡を除去するにあるが、斯かる道も亦價格等統制令及海運統制令により閉塞されてゐるのである。然も事態の緊迫は終に配船の國家管理態勢を招來し計畫配船に依る統制が新に從來の強制配船に依る統制に代位するに至つたのである。

即ち總ての配船は総合的配船計畫の下に決定實行せらるゝこととなり、運航業者は政府決定の輸送計畫に基く物資輸送の絶對的責任を負ふこととなつたのであるが、然も之と當然併行せらるべき運賃は正の道を有しないのである。茲に新機構下に於ける運賃共同計算制の意義が生れその必要性が提唱せられるに至つたのである。唯此の點に關し特に闡明せらるべき點は、運賃共同計算制の眞に意圖するところは單なる個々の採算關係に在るに非ずして、新統制機構の圓滑なる運營を期するに在ることである。茲に今後運賃共同計算制を運營するに當つての最も重大なるポイントが存する。

運賃共同計算の基本的考察

運賃共同計算制の意義及新機構は既に述べた通りであるが、然らずば運賃共同計算は如何なる方法及基準に依り行ふべきや。以下現に最も重要性を有する共同引受物資

に關する運賃共同計算制を中心として考察したいと思ふ。

我國現下の物價政策は生産力擴充の點より制約を受けつゝも尙一般的低物價政策を探らざるを得ざるが、原價計算に依る價格形成に當り如何なる基準に依るべきやの問題に關しては、最高生産費又は最低生産費に依らずして中庸生産費に依るべきことは、義に發表せられたる「物價統制大綱」に於て「原價計算ニ當リテハ中庸生産主義ヲ以テ原則トス」の旨を明かにし、又經濟新體制確立要綱に於て「主要物資ノ價格ヲ公定スルニ當リテハ中庸生産ヲ基礎トシテ適正利潤ヲ計上ス」と云へる所よりするも既に一般に容認せらるゝ所である。然して中庸生産費原則の下に考慮せらるゝ方策は、ブル・システム即ち共同計算制であるが此の點に關しては、第一に中庸生産費を如何なるレベルに置くかの問題があり、第二に生産の確保の問題があり、第三に斯かる制度の基底たるべき統制機構の問題があ

る。第一及第二の問題に付ては「物價統制實施大綱」に於て「ブル平準價格制ヲ採用シテ生産増大ノ目的ト低物價政策トヲ極力合致セシム」べきこと、及第三の問題に付ては同大綱に「ブル平準價格制ヲ採用スル場合ニハ原則トシテ全國ノ販賣機構ヲ一元的ニ統制シス」べきことを示唆してゐるのである。然して運賃に付ては物價統制大綱に「高運賃政策ヲ採ルコトハ此ノ際物價政策ノ根本方針ニ矛盾スルヲ以テ戰時經濟運行ノ大局ヨリ見テ眞ニ已ムヲ得ザル場合ノ外之ヲ避ケ必要ノ場合ニハ他ノ對策ヲ講ズルコト」を指示してゐるのである。然して之等を綜合してある。然して運賃に付ては平準價格を基準として共同計算制を採用すべきこと、及斯くして採用する共同計算制は運賃間の不均衡を適正ならしめて配船の圓滑を期すに足るものなるべきこと、更に斯かる制度の基底たるべき運航業者の一元的統制は海運中央統制輸送組合の結成に依り既に達成せら

れ居ることを知るのである。

今回海運中央統制輸送組合に於て運賃共同計算制を實施せむるは、海運統制國策要綱に「統制ノ圓滑ヲ圖ル爲必要ナル共同計算ヲ行ハシ」むと云へるに基くものであつて、然も共同計算の實施は「物資輸送ノ共同引受」と共に要綱の指示せる統制方針の重點を爲すものである。

運賃共同計算の基本的方法

運賃共同計算の基本的方法

(イ) 組合ニ於テハ荷主ヨリ契約運賃ヲ收得シ組合員ハ積高ニ應ジ組合ヨリ共同計算運賃ヲ收得シテ共同計算ヲ行フモノトス前項ノ共同計算ハ組合員ガ共同計算運賃ト組合ノ契約運賃トノ差益ヲ組合ノ共同計算勘定ニ繰入レ差損ハ之ヨリ補償ヲ受クル

ニ依リ行フモノトス

(ロ) 共同計算運賃ハ航路別、品種別、船型別ノ基準倣船料ニ一定額（店費、危険負擔及適正利潤等）ヲ加算シタルモノヨリ逆算スルモノトス

(ハ) 遠洋航路ノ運賃ノ共同計算ニ付テハ前二號ニ規定スル方法ニ付特別ノ定ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

即ち組合に於ては荷主より公定額、代行公定額、代行停止額其の他政府の認可又は指示したる額に依る荷主との運送契約上の「契約運賃」を收得し、組合員は其の實際積高に應じ別に定むる基準に依り算定せらるゝ所謂「共同計算運賃」を組合より收得して共同計算を行ふものである。換言すれば組合が荷主との運送契約に基き組合の收受すべき契約運賃は一應全部組合が之を收得し、然る後實際の配船を爲し物資の輸送に當りたる組合員に對し其の實際積高に應じ契約運賃でなく別途に運賃間の均衡を特に考慮して適正なる基準に依り算定せらるゝ共同計算運賃を

組合より支拂ひ、斯くして契約運賃間の不均衡は組合の勘定に於て之を共同計算とするものである。

即ち荷主より收得する契約運賃に假に不適正なるものありとするも、組合なる濾過器を通ぜしむることに依つて之を適正化し、此の適正化せられたる共同計算運賃を組合より各組合員に支拂ひ、以て運賃相互間從つて組合員相互間の均衡を圖ると共に之等組合員をして渾然一致の態勢の下に統制に協力せしめんとするものである。

然しながら組合細則に規定する如く、「運賃ノ決済ハ當該組合ニ於テ組合ニ代リ直接荷主ト之ヲ行フ」ものである以上、組合が契約運賃を收得し組合員に對しては組合より共同計算運賃を支拂ふことを前提とする方法は所謂絶對的共同計算の場合と等しき方法であり之を實施するに當つては適當に之を修正しなければならないのである。之れ組合細則に規定せる如く組合員ガ共同計算運賃ト組合トノ契約運賃トノ差益ヲ組合ノ共同計算勘定ニ繰入レ差損ハ之ヨリ補償

ヲ受クル」方法に依り共同計算を行ふこととしたる所以である。

即ち原則としては「契約運賃」は一應組合の共同計算勘定に繰入され、組合員に對しては改めて組合

は「契約運賃」の支拂ふとの建前を堅持す

より積高に應じたる「契約運賃」との運賃相互間從つて組合員相互間の差額を組合の共同計算勘定に移し

は之より補償を受くるの方法を探るものである。

共同計算運賃の算定 法則共同

計算の基礎は「共同計算運賃」に在ること既に述べたる通りである

が、「共同計算運賃」の算定に付ては組合細則に「共同計算運賃ハ航路別、品種別ニ船型別ノ基準倣船料ニ一定額（店費、危険負擔及適正利潤等）ヲ加算シタルモノヨリ逆算スルモノトス」と規定し、

即ち共同計算運賃は航路別及び品種別に算定するものであり、又之

に付ては、基準倣船料とは共同計算の基準たるべき倣船料にして、

公定額、代行公定額、代行停止額その他の政府の認可又は指示したる額に依る標準の倣船料を意味するものであつて此の點に付ては論議の餘地はないのであるが、其の内容に關し今後現行の定期割増及船費補償を如何にすべきかに付問題する問題である。

第一の基準倣船料に關する問題に付ては、基準倣船料とは共同計算の基準たるべき倣船料にして、

公定額、代行公定額、代行停止額その他の政府の認可又は指示したる額に依る標準の倣船料を意味するものであつて此の點に付ては論議の餘地はないのであるが、其の内

容に關し今後現行の定期割増及船費補償を如何にすべきかに付問題する問題である。

即ち共同計算運賃は航路別及び品種別に算定するものであり、又之

に付ては、基準倣船料とは共同計算の基準たるべき倣船料にして、

公定額、代行公定額、代行停止額その他の政府の認可又は指示したる額に依る標準の倣船料を意味するものであつて此の點に付ては論議の餘地はないのであるが、其の内

容に關し今後現行の定期割増及船費補償を如何にすべきかに付問題する問題である。

第三の共同計算運賃算定の基礎

計算運賃ニ付標準倣船料ニ加フベ

が存するのである。短期割増及船費補償の問題は倣船料の統制に於ける重要な問題であり、従つて倣船料の統制の項に於て之を論及することとするが、唯短期割増及船費補償設定當時の事情の變化に依り、今や此の點に關し新なる検討を加ふるの要あるは一般に認めらるゝ所であり、此の情勢に基き政府は本年一月十六日付運賃共同計算基準に關する管船局長通牒にて「標準倣船料ニ付テハ船費補償半額及短期割増ヲ削ルコト」を指示するに至つたのである。尙新造船等の場合には新造船割増等を計算するものなることは同管船局長制協議會特別委員會に於て決定の一運賃倣船料共同計算協議要綱」の趣旨を採擇すべきことを指示し、第二の運航諸費の問題に付ては前記の「協議要綱」に於て「運航業者ニ支拂フベキ運賃ハ標準倣船料ニ付航諸費一圓五十錢ヲ加ヘタ

モノヲ以テ基準トシ之ヲ査定スルコト」を決定して運航諸費は定額の一圓五十錢なることを明かにしてゐるが、此の點に關しては又運航諸費は定額にすべきや又は定率にすべきやの問題と定額又は定率の程度如何の問題とがあるるのである。第一の點に付ては共同計算運航諸費定額にすべきや又は定率とするか、或は又定額とするも大型船及小型船間に均衡を期し得る様船型別に依り等差を設くることも考慮せらるゝのである。

第二の點に付ては運航諸費の多寡に對する要補償額の多寡に直接なる關係を有し、従つて低率運賃と高率との間の比率とするか、或は又定額とするも最も慎重を要するのである。之等の點に關しては前記管船局長通牒に於て、「近海ニ於ケル共同計算運賃ニ付標準倣船料ニ加フベ

モノヲ以テ基準トシ之ヲ査定スルコト」を指示して、運航諸費は大體一圓五十錢見當を承認する意思あることを表明してゐるが額又は率の何れに據るべきやは敢て特に指示してゐないのである。「協議要綱」に所謂「一圓五十錢ヲ目標トスルコト」との意味は、必ずしも定額一圓五十錢を意味するものに非ずして、額又は率の何れに據るも結果に於て大體一圓五十錢程度を超える範囲たるべしとの意味なりと解すべきである。

從つて組合に於ては此の政府の指示の範囲に於て最も適切にして且公平なる運航諸費の算定を爲すべきである。尙遠洋不定期船の共同計算運賃算定の基礎たる運航諸費に付ては、遠洋不定期船の特殊性よりして、近海不定期船の場合に大體意見の一致を見つゝあり「協議要綱」にも之を明かにしてゐる。

第三の共同計算運賃算定の基礎は最も船型の數の問題に付ては、運

が算定は當該航路の當該物資の輸送に使用せらるべき船舶の船型の種別に應じたる基準倣船料に一定額に見積りたる運航業者の店費、危険負擔及適正利潤等を加算し、之を所要基準日數を加味して逆算して之を爲すのである。

共同計算運賃の算定に當り問題となる主要の點は、第一に基準倣船料に關する問題であり、第二に

船料に關する問題であり、第三に共同計算運賃算定の基礎たる船型の數に關する問題であり、第四に特殊運送契約等の共同計算運賃の算定に關する問題である。

「一定額」たる運航諸費の額に關する問題であり、第三に共同計算運賃算定の基礎たる船型の數に關する問題であり、第四に特殊運送契約等の共同計算運賃の算定に關する問題である。

共に計算運賃を單に運賃間の均衡を組合の勘定に於て之を共同計算とするものである。

即ち原則としては「契約運賃」は一應組合の共同計算勘定に繰入され、組合員に對しては改めて組合

は「契約運賃」の支拂ふとの建前を堅持す

より積高に應じたる「契約運賃」との運賃相互間從つて組合員相互間の差額を組合の共同計算勘定に移し

は之より補償を受くるの方法を探るものである。

共同計算運賃の算定 法則共同

計算の基礎は「共同計算運賃」に在ること既に述べたる通りである

が、「共同計算運賃」の算定に付ては組合細則に「共同計算運賃ハ航路別、品種別ニ船型別ノ基準倣船料ニ一定額（店費、危険負擔及適正利潤等）ヲ加算シタルモノヨリ逆算スルモノトス」と規定し、

即ち共同計算運賃は航路別及び品種別に算定するものであり、又之

に付ては、基準倣船料とは共同計算の基準たるべき倣船料にして、

公定額、代行公定額、代行停止額その他の政府の認可又は指示したる額に依る標準の倣船料を意味するものであつて此の點に付ては論議の餘地はないのであるが、其の内

容に關し今後現行の定期割増及船費補償を如何にすべきかに付問題する問題である。

第一の基準倣船料に關する問題に付ては、基準倣船料とは共同計算の基準たるべき倣船料にして、

公定額、代行公定額、代行停止額その他の政府の認可又は指示したる額に依る標準の倣船料を意味するものであつて此の點に付ては論議の餘地はないのであるが、其の内

容に關し今後現行の定期割増及船費補償を如何にすべきかに付問題する問題である。

第三の共同計算運賃算定の基礎

計算運賃ニ付標準倣船料ニ加フベ

の見地よりも之を考慮すべきものなることは既に述べたる通りであつて、運賃共同計算は一方に於て適船運航主義を堅持すると共に、他方に於て計畫配船又は強制配船を公平化し、以て配船統制を圓滑ならしむるの措置たらしめねばならぬのである。即ち適船運航主義が全的に堅持せらるゝ爲には、各航路各貨物に付必要なる數量の適船が常に準備せられることを前提としなければならないのである。即ち適船運航主義を以て困難なしとするが、少くとも現在の我國船舶の數量及船型を以てしては困難なしといしないのであつて、從つて物資輸送の必要よりして適船以外の配船を要する場合も多く、之に對しては配船統制の圓滑を期する爲採算の均衡等に關し何等か適切なる措置を講ずるの必要があるのである。即ち之が爲には船型は各航路各物資に付適船を中心として數種の船型を選び、之を基礎として數種の共同計算運賃を算定すべきである。

組合は此の點に關し「共同計算處理ノ方法ニ付テハ理事會ノ議決」を決定したのであるが、航路及貨物により一種の船型を以て足るもの多いため、斯かるものに付て必ずしも一種以上の船型を選定する必要がないのである。例へば馬來半島積及比律賓積鐵鑛石の如きは大型船一種の船型を以て足るのであつて、其の他の航路に付ても實情に應じて適當なる船型及其の種類を選定すべきである。尙船型別共同計算制の變形として共同計算運賃算定の基礎たる船型は適船一種とし、實際配船に當りより船型下位又は上位の船舶を配船したる場合は、適船型を基礎として算定せる共同計算運賃に一定比率を割引して之を加算調整する方法も考慮せらるゝのである。

第四の特殊運送契約等の問題に付ては、船舶運賃契約、日賃契約にて、假りに荷主より收得する契約運賃が法令に準據せるものなりとも組合員たる運航業者が現實に收得する共同計算運賃が之を超えたものとなるときは法令との關係上の嚴格なる意味に於ては疑義なしといないのである。然しながら公定額其他に依る契約運賃を適正化する爲の措置として運賃共同計算を實施せんとするものなる以上、然して又運賃共同計算の實施は閣議決定に依る統制國策として宣明せられたる以上は、運賃共同計算の基準を正當化する爲の何等かの措置が採られねばならぬ。

對船主關係 運賃共同計算の基礎たる公定率ノ公定ヲ爲

「海運統制國策要綱」には「運賃」と定め、更に又「傭船料ノ共同計算ヲ實施スル」旨を明示してゐるのである。

共同計算運賃の基準たる基準傭船料の内容に付ては、本年一月十六日附「運賃共同計算基準」に於ける管船局長通牒及之に依り政府に承認せられたる「運賃傭船料共同計算協議要綱」を中心としてゐるが、之等傭船及委託に關する決定事項の實施は運賃共同計算の實施と密接なる關係を有するのであり、又特に「傭船及委託ノ設定變更」の問題は重大であり、從つて之等の問題を中心とする對船主關係は最も公正を期し得る様慎重なる考慮が拂はれねばならぬのである。

此の意味に於て運賃共同計算は傭船料共同計算制の他に關し直接間接船主に重大なる關係を有するのである。

「海運統制國策要綱」には「運賃傭船料ノ其準ヲ定ムルト共ニ料率ノ細分ヲ爲シ適正率ノ公定ヲ爲」

現行傭船料運賃率は昭和十四年九・一八發令の價格等統制令によつて當時の海運統制委員會設定期率をそのまま代行停止率として

適正運賃の確立へ

尙、最後に運賃傭船料の適正化について、更に今少しく觸れておく。

共同計算運賃算定の重要な基礎たる共同計算運賃が現実に收得するのである。然し乍ら海運界の趨勢は愈々これを改訂して全面的公定化すべき機運に入つたのである。

共同計算運賃の基準たる基準傭船料の内容に付ては、本年一月十六日附「運賃共同計算基準」に於ける管船局長通牒及之に依り政府に承認せられたる「運賃傭船料共同計算協議要綱」を中心としてゐるが、之等傭船及委託に關する決定事項の實施は運賃共同計算の實施と密接なる關係を有するのであり、又特に「傭船及委託ノ設定變更」の問題は重大であり、從つて之等の問題を中心とする對船主關係は最も公正を期し得る様慎重なる考慮が拂はれねばならぬ。

此の意味に於て運賃共同計算は傭船料共同計算制の他に關し直接間接船主に重大なる關係を有するのである。

「海運統制國策要綱」には「運賃傭船料ノ其準ヲ定ムルト共ニ料率ノ細分ヲ爲シ適正率ノ公定ヲ爲」

現行傭船料運賃率は昭和十四年九・一八發令の價格等統制令によつて當時の海運統制委員會設定期率をそのまま代行停止率として

而して海運收入を決定する上に於て船價の占める部分に疑義を挿む向もあつて、これをブツク、パリウによるも或は又何等かの標準

(建造費又は購入價格)最近決算式を配附し、指令するに至つた。

右書式によれば船價を乗出價格等に分類して仔細に記載報告せしめると共に船費店費に對しても明示を求めてゐるのである。

各船會社に於てはこれが算定方法等につき同一見解の下に歩調を一にする要あるを認めてゐる。

而して海運收入を決定する上に於て船價の占める部分に疑義を挿む向もあつて、これをブツク、パリウによるも或は又何等かの標準

適宜斟酌することが考慮されるべきである。尙基準日數の算定は共同甲板積貨物の運送契約等に關する問題がある。船腹運賃契約に付ては當該船舶の當該貨物積載可能量を基礎として共同計算運賃を算定するものとし、日賃契約に付ては該船舶の當該貨物積載可能量を算定する必要がないのである。

「各航路各貨物ニ付適當ナル船型三種以内ヲ選ビ出來得ル限り簡明ニ共同計算運賃ヲ算定スルコト」を決定したのであるが、航路及貨物により一種の船型を以て足るもの多いため、斯かるものに付て必ずしも一種以上の船型を選定する必要があるのである。

例へば馬來半島積及比律賓積鐵鑛石の如きは大型船一種の船型を以て足るのであつて、其の他の航路に付ても實情に應じて適當なる船型及其の種類を選定すべきである。

尙船型別共同計算制の變形として共同計算運賃算定の基礎たる船型は適船一種とし、實際配船に當りより船型下位又は上位の船舶を配船したる場合は、適船型を基礎として算定せる共同計算運賃に一定比率を割引して之を加算調整する方法も考慮せらるゝのである。

第四の特殊運送契約等の問題に付ては、船舶運賃契約、日賃契約

軍と契約する軍需品及木材以外の甲板積貨物の運送契約等に關する問題がある。船腹運賃契約に付ては共同計算運賃を算定するものとし、軍と契約する軍需品を基礎として共同計算運賃を算定するものとの差額を共同計算とするものをとし、軍と契約する軍需品を算定する必要がないのである。

「各航路各貨物ニ付適當ナル船型三種以内ヲ選ビ出來得ル限り簡明ニ共同計算運賃ヲ算定スルコト」を決定したのであるが、航路及貨物により一種の船型を以て足るもの多いため、斯かるものに付て必ずしも一種以上の船型を選定する必要があるのである。

例へば馬來半島積及比律賓積鐵鑛石の如きは大型船一種の船型を以て足るのであつて、其の他の航路に付ても實情に應じて適當なる船型及其の種類を選定すべきである。

尙船型別共同計算制の變形として共同計算運賃算定の基礎たる船型は適船一種とし、實際配船に當りより船型下位又は上位の船舶を配船したる場合は、適船型を基礎として算定せる共同計算運賃に一定比率を割引して之を加算調整する方法も考慮せらるゝのである。

第四の特殊運送契約等の問題に付ては、船舶運賃契約、日賃契約

るかといへばその根據は帳簿船價によるのが最も簡易であり一般的には合理的だと見られる。但し船價償却に忠實であつたか否か認められるが、その一面低船價は蓄積利潤との理論も成立つのであつて、普通の原價計算に於ては工作機械等を時價に換算して算定されてゐないことを一致する。

ブツク・パリウ一本によること

の不合理は論ずるまでもないが、船價査定標準中に時價を取上げてゐない點は右の意味からだと察せられる。いづれにせよ今次の船價調査報告は戦時下に於ける傭船料延いて運賃の適正率公定を目指すのであるから各船主共虚心坦懽に作爲なき算定を第一義とすべきことが要望され不當と認められるものに對しては厳密な帳簿検査を勵行されるに至るであらう。

周知の如く本邦海運事業は第一次歐洲大戦後異常な進歩發展を遂げ總額數實に六百餘萬噸の偉容を誇り、七洋制覇は英國に次ぐ世界第二位の地歩を確立した、しかしながら現下内外情勢の緊迫に依り内外輸物資は頗るに激増しこれをもつてしてもなほ毎月約五十萬噸の積残しを生ずる現状であることを見克服するため遞信省では新造船の建造助成修繕の延期、機帆船に依る補助輸送など總ゆる應急對

策を講じつゝあるがこれ等の對策と同様重要視されるものに港灣荷役作業の能率化と云ふ問題に關連する一連の港灣諸懸案が存在するのである。

現在の海上輸送が當局の周到なる配船計畫に基き中央統制輸送組合との密接な連繋のもとに實施されてゐる以上、限られた船腹と配船計畫に關する限りこれ以上の輸送實績を期待することは困難である、依つて當局が次に阻ふところはもとより港灣業者が要望してゐたものであつてむしろ今に於ける港灣荷役力の重視はまだ遅れたものとして遺憾がられてゐる。然し當問題の適正處置が望まれてゐる一方、今後の同方面に於ける當局の盡力の結果が期待されてゐる業者も右當局の盡力を期待するとともに自ら港灣荷役力増強に積極的な努力をつとめて居るのである。

この港灣事業の統制に關しては愈々遞信省に於て國家總動員法に基く港灣統制令を公布、強力な國

のものは當然この港灣作業の統制に依る荷役能率の向上にある譯である。

即ち本年度に於ける重要諸物資輸送量に對する本船船腹が今後更少限度にとゞめ船腹廻轉率を最高度に發揮せしめるためには港灣荷役力が必要缺くべからざる重要な問題であるとして最近漸く遞信省においても本船にかはるそれが荷役力を重視するやうになつて來たが之はもとより港灣業者が要望してゐたものであつてむしろ今に於ける港灣荷役力の重視はまだ遅れたものとして遺憾がられてゐる。然し當問題の適正處置が望まれてゐる一方、今後の同方面に於ける當局の盡力の結果が期待されてゐる業者も右當局の盡力を期待するとともに自ら港灣荷役力増強に積極的な努力をつとめて居るのである。

また業者も右當局の盡力を期待するとともに自ら港灣荷役力増強に積極的な努力をつとめて居るのである。

この港灣事業の統制に關しては愈々遞信省に於て國家總動員法に基く港灣統制令を公布、強力な國

のものは當然この港灣作業の統制に依る荷役能率の向上にある譯である。

即ち本年度に於ける重要諸物資輸送量に對する本船船腹が今後更少限度にとゞめ船腹廻轉率を最高度に發揮せしめるためには港灣荷役力が必要缺くべからざる重要な問題であるとして最近漸く遞信省においても本船にかはるそれが荷役力を重視するやうになつて來たが之はもとより港灣業者が要望してゐたものであつてむしろ今に於ける港灣荷役力の重視はまだ遅れたものとして遺憾がられてゐる。然し當問題の適正處置が望まれてゐる一方、今後の同方面に於ける當局の盡力の結果が期待されてゐる業者も右當局の盡力を期待するとともに自ら港灣荷役力増強に積極的な努力をつとめて居るのである。

また業者も右當局の盡力を期待するとともに自ら港灣荷役力増強に積極的な努力をつとめて居るのである。

この港灣事業の統制に關しては愈々遞信省に於て國家總動員法に基く港灣統制令を公布、強力な國

と考へられる、港灣荷役能率の向上を圖るために仲立業、回漕業

代理店、陸揚荷捌業、船積業、専屬店、荷扱店、水上小運送業、船舶荷役業、沿岸荷役業、ステベドア、倉庫業、陸上小運送業、その他諸々の作業部門が統合體を結成有機的一體となつて港灣事情の一貫的運營形體を確立することが先決條件であらねばならない、然るに現状を見れば實に複雑多岐なるものとなつてゐり、これ等の事情を遞信省が現實を無視せず如何に合理的に組織化されんとするに港灣統制令の最大の目眼がある。

斯る複雑なる港灣諸事情の統制を短日月のうちに完璧ならしむることは殆ど困難であり、敢てこれを強行せんとせば却て港灣荷役作業を一大混亂に陥れ惹いては作業能率の低下を招來する惧れなしとを達せんとする意向のやうである。來つた既存の各組合を出来るだけ活用することに依つて當面の目的を達せんとする意図のやうである。然らば各重要港では如何なる組合

が存立するであらうかを考察して見る。

一、海運組合法に依るもの

△日本海運仲立業組合——海運仲業の健全なる發達を目的として内地に事務所を有する甲種海運仲立業者をもつて組織せるもので本部を神戸に置き支部を小樽函館、東京、大阪、神戸及び門司に置き會員約四百名に達する年遞信省告示第三七二五號により指定された地區内に事業の據點を有する乙種海運仲立業者をもつて組織し各主要港において結成されつゝある。

△水上小運送業海運組合——前記遞信省告示に依り指定されたる地圏内に事業の據點を有する港事業者並にこれ等船舶の貸渡事業を營む者をもつて組織せるものである、構成員の決定に關しては港によつて異り、名古屋港においては回漕業、船積業者曳船業、筏回漕業とし、横濱新潟及關門港にありては回漕業

軽船貨渡業を營む者と定め一般に回漕業と稱してゐる。

二、その他の法規に依るもの

△船舶荷役業組合——船舶荷役業の健全なる發達と荷役作業の迅速化に依る本船停船時間の短縮を圖るため設立されたもので從來沖仲仕組合、沖人夫請負業組合として存在せるものを遞信省が漸次統合化を懇意して出來たものである。

△横濱港沿岸人夫請負業組合——明治四十四年神奈川縣令第六六號に基き人夫請負業組合と同様の目的をもつて横濱港内沿岸において軽船内貨物の積卸に從事する人夫の供給を業とする者をもつて組織す。

△神戸軽業組合——兵庫縣令により組織せられたるもの。

△名古屋曳船商業組合——名古屋市内に船籍または船舶所有者の住所する發動機船に依り曳船業を營む者をもつて組織す。

△海運連絡同業會——船舶荷役ならびに貨物の陸揚、荷渡又は荷受、船積等を一貫經營する者及

三、自治的に結成せるもの

△荷役組合——港灣荷役業者の團體中船舶荷役業に就ては從來の組合を改組して遞信大臣の認可を得て船舶荷役業組合を結成してゐるが、その他のものにありては港に依り種々の名稱のもとに依然として任意組合を結成して神戸陸仲立業組合、神戸薦仲仕業組合、兵庫岡仲仕組合、大阪

沿岸荷役業組合、大阪港石炭荷

役業組合、門司東部荷役業組合

門司西部荷役業組合倉庫業荷役

組合、名古屋陸仲仕請負業聯合

會

△倉庫業組合—港湾に於ける倉庫

業者は何れの港でもステベドア

又はランディングエゼントとして

強力なる資本力と背景とをもち

重要な地位を占め、倉庫業組

合を結成し保管料及荷役費の協

定をなす外海陸連絡同業會の有

力なる分子として活動してゐる

が、過般商工省の懲憲に基き日

本倉庫業會を結成し自主的統制

へと飛躍した。

△検數業組合—横濱貨物檢數業組

合、大阪貨物受渡業組合神戸檢

數協會、門司檢數組合名古屋港

立會業組合等が存在する。

△税關貨物取扱人同盟會—税關貨

物取扱人は主として乙種海運仲

立業者が兼營してゐるがこれ等

はそれも同盟會を設け會員相

互の互助を行つてゐる神戸税關

貨物取扱人同盟會、門司税關貨

物取扱人同盟會、大阪税關貨物

取扱人同盟會がある。

△專屬店會—重要港灣には郵、商

東亞海運等の專屬店が多數に存

在するのでこれ等は同系をもつ

て専屬店會を組織してゐる。

斯くの如き業別組合が各港毎に設

立してゐるが港灣統制令はこれを

如何に簡潔化し港灣事情の整理統

合に依る作業の迅速化を意圖して

あるであらうか蓋しこの點吾等の

最も注目する點である。

港灣統制令の公布により港灣荷

役作業の一貫性が如何なる形にお

いて具現されるかに關して遞信當

局では積極的な説明を差控え極め

て慎重な態度を採つてゐるが

一、海陸聯絡中央會並に各地同業

會を運用の母體とすること

二、既成各組合を可及的に活用す

ること

三、倉庫業は別離協力する

四、各主要港別に一貫的運營を爲

さむること

と云ふ四つの基本方針に立脚して

體系づけられることは確定的であ

るといつてよい。従つて國家總動

員に基くとは云へこれは他業界に

おいて屢々散見された如き民業の

縮壓ではなく、性格的に頗る彈力

性を有するものと考へて差支へな

からう。この四つの基本方式に依

つて當局が二十有餘の業別に岐れ

てゐる港灣關係業者を如何に整理

統合するかに本令の技術的な困難

性を有するのであるが、近き将来

に具體化されることを期待するも

ので即ちその方向は從來行はれて

ゐたところの船會社—本船—業別

組合—荷主といふ横の連絡を業別

組合の單純化に依つて一層密接な

らしむるとともに遞信省—海陸連

絡中央會—海陸連絡業會—業別組

合—本船—船會社、荷主と縦の統

制を企圖する點に本會の劃期性が

認められるのである。

倉庫業者は過般大同團結し日本

倉庫業會を結成したが、港灣統

制會の適用範圍外に立ち驅役と

してこれを掩護する筈である。

しかしながら倉庫業者は各港に

おいて數々の業を兼ねてゐるし

海陸連絡同業會の會員として絶

對的な立場にあるから、事實上

は倉庫業者に斯る統制體の實質

上の運營を委ねることとなり

斯くて港灣統制會は横の統制に

縦の筋金を入れることによつて

所期の目的を達成せんとするの

である。

遞信省は一方においては

中央統制輸送組合を通じて船會社

と他方ににおいては自下結成を懲懲

地であるが、その他の港灣も此の

線に沿つて整理統合せられること

は當然である。

かくて遞信省は一方においては

期さんとしてゐる。而して港灣統

制令は如何なる形態を採るにもせ

よ状況を甚だしく否曲せざる限り

斯る措置は當然の推移といふべく

その活潑なる機能發揮こそ刮目に

値するところである。

中央統制團體を通じて荷主と

左右兩面にわたる連絡に加へ今回

の港灣統制令に依り丁字型の戰法

をとり、斯くて海上輸送の完璧を

期さんとしてゐる。而して港灣統

制令は如何なる形態を採るにもせ

よ状況を甚だしく否曲せざる限り

斯る措置は當然の推移といふべく

その活潑なる機能發揮こそ刮目に

値するところである。

递信省が該令公布の對象とする

重要港灣は海陸連絡同業會の所在

地であるが、その他の港灣も此の

線に沿つて整理統合せられること

は當然である。

かくて遞信省は一方においては

期さんとしてゐる。而して港灣統

制令は如何なる形態を採るにもせ

よ状況を甚だしく否曲せざる限り

斯る措置は當然の推移といふべく

その活潑なる機能發揮こそ刮目に

値するところである。

上の運營を委ねることとなり

斯くて港灣統制會は横の統制に

縦の筋金を入れることによつて

所期の目的を達成せんとするの

である。

递信省が該令公布の對象とする

重要港灣は海陸連絡同業會の所在

地であるが、その他の港灣も此の

線に沿つて整理統合せられること

は當然である。

かくて递信省は一方においては

期さんとしてゐる。而して港灣統

制令は如何なる形態を採るにもせ

よ状況を甚だしく否曲せざる限り

斯る措置は當然の推移といふべく

その活潑なる機能發揮こそ刮目に

値するところである。

上の運營を委ねることとなり

斯くて港灣統制會は横の統制に

縦の筋金を入れることによつて

所期の目的を達成せんとするの

である。

递信省が該令公布の對象とする

重要港灣は海陸連絡同業會の所在

地であるが、その他の港灣も此の

線に沿つて整理統合せられること

は當然である。

沿岸荷役業組合、大阪港石炭荷

役業組合、門司東部荷役業組合

門司西部荷役業組合倉庫業荷役

組合、名古屋陸仲仕請負業聯合

會

△倉庫業組合—港湾に於ける倉庫

業者は何れの港でもステベドア

又はランディングエゼントとして

強力なる資本力と背景とをもち

重要な地位を占め、倉庫業組合

を結成し保管料及荷役費の協定をなす外海陸連絡同業會の有

力なる分子として活動してゐる

が、過般商工省の懲憲に基き日本倉庫業會を結成し自主的統制へと飛躍した。

△検數業組合—横濱貨物檢數業組合

合、大阪貨物受渡業組合神戸檢數協會、門司檢數組合名古屋港立會業組合等が存在する。

△税關貨物取扱人同盟會—税關貨物取扱人は主として乙種海運仲立業者が兼營してゐるがこれ等はそれも同盟會を設け會員相互の互助を行つてゐる神戸税關貨物取扱人同盟會、門司税關貨物取扱人同盟會、大阪税關貨物取扱人同盟會、

は云ふ四つの基本方針に立脚して

體系づけられることは確定的であるといつてよい。従つて國家總動員に基くとは云へこれは他業界に

と云ふ四つの基本方針に立脚して

體系づけられることは確定的であるといつてよい。従つて國家總動員に基くとは云へこれは他業界に

と云ふ四つの基本方針に立脚して

體系づけられることは確定的であるといつてよい。従つて國家總動員

たる書式を統一し、危険物火薬類

取扱、食用肉の積卸、内航棧橋及

港内に於ける漁業等に關しては各々之を管轄せる各官廳の競合せる

監督事務を統合し、又砂糖、鹽、煙草等の積卸に關しては、何れも大藏省の管轄に屬するに拘らず然

も下部官廳の割據に依り重複錯雜せる監督を受くるものなるに依り

之が監督事務を何れか一の官廳に統合するが如きこと之である。

此の點に關し留意すべきは機構

を活すものは人であり機構を殺す

もの亦人なる點である。即ち港灣

機構の刷新は港灣關係者をしてそ

の割據主義的見解を揚棄せしむる

もの亦人なる點である。即ち港灣

行政の割據を受くるものなるに依り

斯くの如く行政事務の統合に依

り港灣行政の統一を圖ることは、

刻下の緊迫せる事態に對處せる緊急の問題である。

港灣行政の分管主義の弊を是正

行も亦容易であるが、然も港灣行政統一の徹底を期する爲には、單に事務の統合を圖るのみを以てしては未だ始良の策たるを免れない

のであって、錯雜混滯せる現行港灣行政を刷新し牢固たる分管主義の弊を除去する爲には、港灣運營の根幹たるべき一元的行政機構の確立が要請せらるゝのである。然して之が對案としては交通省の創設又は内閣直屬の港灣局の設置等が考慮され、其の他港灣行政機構の一元化に關しては現に關係方面に於て極めて真摯なる研究が進められつゝある。

港灣行政機構の統合に關しては

「交通政策要綱」に於ても、「交

通施設ノ計畫的整備擴充ヲ圖ルト共ニ之方運用ノ統制ヲ強化ス」の

より港灣の國家的使命を認識せしめ、以て港灣機能の綜合的發揮に協力せしむることが最も必要であつて、從つて港灣行政事務の圓滑なる統合を圖る爲には、各港灣行政關係者をして單に當該官廳所管事務の範圍にのみ局限せられたる觀點よりせず更に大所高所に依つて始めて之を期待し得るのであつて、從つて港灣行政事務の一元化に關しては現に關係方面に於て極めて真摯なる研究が進められつゝある。

港灣行政機構の統合に關しては

「交通政策要綱」に於ても、「交

通施設ノ計畫的整備擴充ヲ圖ルト共ニ之方運用ノ統制ヲ強化ス」の

より港灣の國家的使命を認識せしめ、以て港灣機能の綜合的發揮に協力せしむることが最も必要であつて、從つて港灣行政事務の一元化に關しては現に關係方面に於て極めて真摯なる研究が進められつゝある。

港灣行政機構の統合に關しては

「交通政策要綱」に於ても、「交

通施設ノ計畫的整備擴充ヲ圖ルト共ニ之方運用ノ統制ヲ強化ス」の

より港灣の國家的使命を認識せしめ、以て港灣機能の綜合的發揮に協力せしむことが最も必要であつて、從つて港灣行政事務の一元化に關しては現に關係方面に於て極めて真摯なる研究が進められつゝある。

家の見地より解決を要請せらるゝ緊急の問題である。

港灣行政の分管主義の弊を是正し港灣管理の綜合的統一を圖る爲には、之が基底たるべき港灣に關する基本法規の制定が必要である。然が、之が爲には港灣關係法規を整理統合せる港灣法の制定等が考慮される。

唯茲に注意すべきことは行政機構政備の問題にのみ重點を置いて現実の事態に對する措置を誤らざることである。機構の整備如何に關せず港灣は日夜船舶を迎送してその運營は常に休止する所がないのである。故に現機構の範圍に於て港灣行政の錯雜を是正し得るものあらば關係者の協力に依り容易なものより逐次之を改善を實行して港灣行政の錯雜を是正し得るものである。故に現機構の範圍に於て港灣行政の錯雜を是正し得るものあり。又港灣機能の低下は極めて些細なる問題に起因する場合渺しとしないのであつて、然も之等の問題は現実の事態を観察するに依つて始めて感知し得るものである。

港灣施設の整備擴充に關し考

すべきは、第一に綜合的港灣計畫の確立、第二に國土計畫との關係係、第四に戰時港灣計畫の樹立、第五に港灣荷役施設の機械化の各問題である。

第三に大東亞共榮圈の確立との關係、第六に戰時港灣計畫の樹立、第七に國土計畫との關係、第八に港灣荷役施設の機械化の各問題である。

第一の綜合的港灣計畫の確立に關しては、港灣はその本質上多面的な特性を有するに依り、其の機能は船舶の碇泊及着離、貨物の船積及陸揚、転回漕及船内荷役等

問題である。

港灣施設の整備擴充に關し考

すべきは、第一に綜合的港灣計畫の確立、第二に國土計畫との關係

第三に大東亞共榮圈の確立との關係、第四に戰時港灣計畫の樹立、第五に港灣荷役施設の機械化の各問題である。

第一の綜合的港灣計畫の確立に關しては、港灣はその本質上多面的な特性を有するに依り、其の機能は船舶の碇泊及着離、貨物の船積及陸揚、転回漕及船内荷役等

問題である。

ら、港灣問題の解決に當つては必ずその現實を直視しなければならぬ。

思ふに港灣問題の解決は極めて至難であるが、若しこの事實が實行せらるゝならば之が解決は必ずしも困難ではなからう。即ち港灣問題解決の要諦の一は、現實を直視して之に直截果斷なる對策を實行するに在り、その二は官民を通じセクショナリズムを排除して國家的見地より港灣の使命を再認識するにある。

港灣管理の綜合的統一を圖る爲には、之が基底たるべき港灣に關する基本法規の制定が必要である。然が、之が爲には港灣關係法規を整理統合せる港灣法の制定等が考慮される。

唯茲に注意すべきことは行政機構政備の問題にのみ重點を置いて現実の事態に對する措置を誤らざることである。機構の整備如何に關せず港灣は日夜船舶を迎送してその運營は常に休止する所がないのである。故に現機構の範圍に於て港灣行政の錯雜を是正し得るものあらば關係者の協力に依り容易なものより逐次之を改善を實行して港灣行政の錯雜を是正し得るものである。又港灣機能の低下は極めて些細なる問題に起因する場合渺しとしないのであつて、然も之等の問題は現実の事態を観察するに依つて始めて感知し得るものである。

港灣施設の整備擴充に關し考

すべきは、第一に綜合的港灣計畫の確立、第二に國土計畫との關係

第三に大東亞共榮圈の確立との關係、第四に戰時港灣計畫の樹立、第五に港灣荷役施設の機械化の各問題である。

第一の綜合的港灣計畫の確立に關しては、港灣はその本質上多面的な特性を有するに依り、其の機能は船舶の碇泊及着離、貨物の船積及陸揚、転回漕及船内荷役等

問題である。

たる書式を統一し、危険物火薬類取扱、食用肉の積卸、内航棧橋及港内に於ける漁業等に關しては各々之を管轄せる各官廳の競合せる監督事務を統合し、又砂糖、鹽、煙草等の積卸に關しては、何れも大藏省の管轄に屬するに拘らず然も下部官廳の割據に依り重複錯雜せる監督を受くるものなるに依り之が監督事務を何れか一の官廳に統合するが如きこと之である。

此の點に關し留意すべきは機構を活すものは人であり機構を殺すもの亦人なる點である。即ち港灣

機構の刷新は港灣關係者をしてそ

</div

勝貴等を招來し、港灣の綜合的機能を阻害しつゝあるが、斯かる缺陷を本格的に是正し港灣の利用率の増進を圖る爲には、その運營機構を刷新し港灣關係事業の經營の合理化と一元化とを圖ることが要とされるのである。而して之が爲には之等港灣關係事業の許可制を實施し、又重要港灣に關しては、港灣施設の一元的運營に當らしむる爲港灣事業會社の設立等が考慮されるべきである。

海運小運送業の再編成の問題に關しては、海運小運送は船舶運送に附帶し之を補助するが爲に行わるゝ運送取扱、船積、陸揚、軒運送及船内荷役其の他に關聯する種々業務を包含するものであり、海陸連絡上不可缺の重要な業務であるが、從來之に關する事業に付ては何等の監督法規なく之が經營は統制を缺き、港灣の有機的機能を阻害した事尠くないのであるが今や港灣機能の綜合強化を圖るの要益々緊切なるものあるに鑑み、海運小運送機構を根本的に刷新して之が再編成を圖るべきことが特に必要である。

ぬのである。

港灣荷役方法の改善に關し第二に考慮せらるべきは貨物荷渡方法の改善であるが、之が爲には第一船内荷役と解荷役との一貫作業が必要であり、第二に貨物の船側渡の廢止と總揚荷役制度の實施とが必要である。

第一の船内荷役と解荷役との一貫作業に付ては、海運小運送業の再編成に關聯して當然に考慮せらるべきであり、第二の貨物の船側渡の廢止と總揚荷役制度の實施に付ては、貨物の船側渡が船舶速達に及ぼす種々の影響に鑑み荷役促進上効果多き貨物の總揚荷役制度の實施が特に要望せらるべきである。港灣荷役方法の改善に關し第三に考慮せらるべきは貨物の荷受及び船積方法の改善であるが、之が爲には第一に荷主の直解の制限及び廢止が必要であり、第二に貨物の検量及び検數の迅速化が必要である。

第一の荷役の直解の制限及び廢止に付ては、從來貨物が荷主の直

解に依り個々に無統制に積出される結果港灣荷役の促進上多大の支障があつた點に鑑み、荷役及船積の一貫作業の實施若は所謂社解制度の勵行に依り荷主の直解は極力之を制限して漸次之を廢止するに努むべきであり、第二の貨物の検量及檢數の迅速化に付ては、檢才の改善特に檢才場所の限定に依り之が實現を期すべきである。

港灣荷役方法の改善に關し第四に考慮せらるべきは夜間又は雨天若は荒天の際に於ける荷役作業を容易且安全ならしむる方法を講ずべきである。特に雨中荷役に付ては現在の港灣荷役は雨天の際は殆ど休止の外なき状態で、然も氣象統計上我國の降雨日数は一年間を通じ専からざる日数に上る點よりして、雨天若は荒天の際に於ける荷役作業の休止は港灣荷役の促進に頗る重大なる影響を與ふるのである。從つて此の點に關する荷役の改善は最も必要であり雨中荷役設備等の設置が考慮せらるべきである。

港灣荷役の中心を爲すものは解荷役の改善を圖る爲前記の各方策を實施する爲には團體的統制措置を必要とするのである。解荷役の改善を圖る爲前記の各方策を實施する爲には團體的統制措置を必要とするのである。

— 40 —

要請せらるゝのである。然して之が爲には事業の許可制、企業の集約及經營の合理化、業務監督の強化並に料金の決定等に關する規定を中心とする監督法規の制定が考慮される可きであり、又法規の制定前に在つては、行政措置に依り適當なる企業の集約合同の促進、解の一元的運用機構の確立、船内荷役作業の共同引受け及共同勘定制度の實施等が圖るべきである。

唯斯かる統制措置を實施するに當り特に戒心を要する點は、海運小運送業の如き特殊なる業態の事業に附帶し之を補助するが爲に行われるゝ運送取扱、船積、陸揚、軒運送及船内荷役其の他に關聯する種々業務を包含するものであり、海陸連絡上不可缺の重要な業務であるが、從來之に關する事業に付ては何等の監督法規なく之が經營は統制を缺き、港灣の有機的機能を阻害した事専くないのであるが今や港灣機能の綜合強化を圖るの要益々緊切なるものあるに鑑み、海運小運送機構を根本的に刷新して之が再編成を圖るべきことが特に必要である。

の成果を期待する爲には機構の整備と共に之と表裏を爲すべき海運翼賛の精神運動が特に要請せらるゝのである。

港灣荷役能率化

輸送能率の増進を期する爲には、即ち國防國家が爲には事業の許可制、企業の集約及經營の合理化並に料金の決定等に關する規定を中心とする監督法規の制定が考慮される可きであり、又法規の制定前に在つては、行政措置に依り適當なる企業の集約合同の促進、解の一元的運用機構の確立、船内荷役作業の共同引受け及共同勘定制度の實施等が圖るべきである。

唯斯かる統制措置を實施するに當り特に戒心を要する點は、海運小運送業の如き特殊なる業態の事業に附帶し之を補助するが爲に行われるゝ運送取扱、船積、陸揚、軒運送及船内荷役其の他に關聯する種々業務を包含するものであり、海陸連絡上不可缺の重要な業務であるが、從來之に關する事業に付ては何等の監督法規なく之が經營は統制を缺き、港灣の有機的機能を阻害した事専くないのであるが今や港灣機能の綜合強化を圖るの要益々緊切なるものあるに鑑み、海運小運送機構を根本的に刷新して之が再編成を圖るべきことが特に必要である。

輸送能率の増進を期する爲には、即ち國防國家が爲には事業の許可制、企業の集約及經營の合理化並に料金の決定等に關する規定を中心とする監督法規の制定が考慮される可きであり、又法規の制定前に在つては、行政措置に依り適當なる企業の集約合同の促進、解の一元的運用機構の確立、船内荷役作業の共同引受け及共同勘定制度の實施等が圖るべきである。

唯斯かる統制措置を實施するに當り特に戒心を要する點は、海運小運送業の如き特殊なる業態の事業に附帶し之を補助するが爲に行われるゝ運送取扱、船積、陸揚、軒運送及船内荷役其の他に關聯する種々業務を包含するものであり、海陸連絡上不可缺の重要な業務であるが、從來之に關する事業に付ては何等の監督法規なく之が經營は統制を缺き、港灣の有機的機能を阻害した事専くないのであるが今や港灣機能の綜合強化を圖るの要益々緊切なるものあるに鑑み、海運小運送機構を根本的に刷新して之が再編成を圖るべきことが特に必要である。

— 39 —

港灣勞務の充實

港湾機能の發揮の爲にする諸方策に關しては既に各項に亘り述べた通りであるが、最後に最も重要な對策として港湾労務の充實に關する問題がある。労働力確保の困難は時局下に於ける各産業を通じる共通の事象であるが、特に近時港湾労務確保の困難は漸次加重される傾向にあるのであつて、之が適切なる對策を講ずることは蓋し刻下の急務である。

港湾労務の充實に關しては、第一に船舶荷役請負業の統制團體組織を整備強化し、之に基き賃金の統制、業務の割當、仲仕の相互融通、共同寄場及共同勘定場の設置等を實施して港湾労務供給の確保と合理化とを圖るべきであり、第二は賃金及作業條件を適正にして熟練仲仕の轉業を防止すると共に臨時仲仕登録制度を實施して自由労務者の募集を容易ならしめ、又荷役用具の配給を圓滑ならしめて就業に支障なからしむべきである尙亦労働力確保の問題に就ては其の一案として、現にドイツにおいて行われてゐる如く所謂労働力

の國家統制移動組織を造り、絕對的労働力の不足を相對的に補足することも考へられるのである。

而てこゝに重視せらる可きは斯かる諸工作による港湾能率の高度化は、必然的に労務者の勞務過重を招來し能率の實質的低下を見つかるは重視せらる可きである。

例へば、現在米の割當配給によつて港湾労務者にとつては實際不足勝ちとのことであり、空腹のために能率が停滯するなどといふことも實際にあり得るのである。

港湾労務者の諸施設に就いては現在海事部を設置されてゐる主要港地七ヶ所を除く全國多數の港灣現地側に於ても新たなる施策として海事部ならびに解説の設置を要望してゐるのにかんがみて、遞信當局に於ても今日の如く海運ならびに港湾行政が重大化した時に於て海事部の設置に關しては近く實情を調査したうへで之が設置に乘出し、海員に對する主務官廳としてのあたゝかい諸施策を加へると共に港湾労務者に對しても解説の設置など福利施設を講じてそ

の確保をはかり、また水上生活者の輸送力増強の要素であるところの人的問題解決に積極的に乗出するものと見られるに至つた。

（河川を除く）に對しても子弟寮、託児所等の開設には補助を與へて

の運営が圖られねばならぬのである。故に港湾荷役の能率を増進する爲には「港灣施設ノ整備擴張」の項に述べたる諸施設の外陸上諸施設の整備擴充が必要であり之に對し鐵道側に於ては配車の圓滑を期するに付萬全の措置を講ずべき対策の他の一は陸上施設の整備である。「交通政策要綱」は此點に關し「港灣能力ノ向上ヲ圖ル爲臨港鐵道其ノ他水陸連絡設備及

陸上施設の整備

海陸連絡施設を整備して海上輸送の圓滑を圖る爲に對策の一として以上港灣機能の綜合強化に關して考察したのであるが、之と對應すべき対策の他の一は陸上施設の整備である。「交通政策要綱」は此點に關し「港灣能力ノ向上ヲ圖ル

の確保をはかり、また水上生活者の輸送力増強の要素であるところの人的問題解決に積極的に乗出するものと見られるに至つた。

（河川を除く）に對しても子弟寮、託児所等の開設には補助を與へて

の運営が圖られねばならぬのである。故に港湾荷役の能率を増進する爲には「港灣施設ノ整備擴張」の項に述べたる諸施設の外陸上諸施設の整備擴充が必要であり之に對し鐵道側に於ては配車の圓滑を期するに付萬全の措置を講ずべき対策の他の一は陸上施設の整備である。「交通政策要綱」は此點に關し「港灣能力ノ向上ヲ圖ル

六、機帆船の活躍期待

機帆船と言はずボンボンとか發動機船と言ふと、うんあれかと言つて業界では仲々人氣者である。鐵道の一ヶ年間の輸送貨物總トンがざつと一億トンであると云はれてゐるが、ポンポンたる機帆船が約一億二、三千萬トン、一ヶ年日

機帆船と言はずボンボンとか發動機船と言ふと、うんあれかと言つて業界では仲々人氣者である。鐵道の一ヶ年間の輸送貨物總トンがざつと一億トンであると云はれてゐるが、ポンポンたる機帆船が約一億二、三千萬トン、一ヶ年日

機帆船と言はずボンボンとか發動機船と言ふと、うんあれかと言つて業界では仲々人氣者である。鐵道の一ヶ年間の輸送貨物總トンがざつと一億トンであると云はれてゐるが、ポンポンたる機帆船が約一億二、三千萬トン、一ヶ年日

七、英米資金凍結令と 我海運界の影響

英米兩國政府は今回わが國に對して、資金凍結令を適用することとなり海運界はいづれもこれが成行を重視し今後最悪の事態に直面した場合、英米勢力圈下の配船は今後不可能となるのではないかと觀測してをり、從つて世界的船腹不足に起因する遠洋高運賃收入は今後期待し得ず、その結果遠洋高運賃に刺戟されて造船促進に努力を

本内地は勿論遠くは支那、滿洲、朝鮮までも物を運んで行つたり、來たりしてゐる事實は正に再認識せねばならぬと思ふ。昨今盛に機帆船を總動員してこの船腹不足を緩和しようとする聲が各方面でやかましく叫ばれてゐる。それは

本内地は勿論遠くは支那、滿洲、朝鮮までも物を運んで行つたり、來たりしてゐる事實は正に再認識せねばならぬと思ふ。昨今盛に機帆船を總動員してこの船腹不足を緩和しようとする聲が各方面でやかましく叫ばれてゐる。それは

るものとなつてゐる。最近内地との間に交流が増加した朝鮮、滿支方面の物資輸送にはこれ等各方面に就航の經驗を有し且適格の構造を有する船舶多數を必要とし、二地域組合に於て割當てを受けても克くその機能を發揮し得ないものがあるのにかんがみて廣く各地區組合に亘り朝鮮満支方面の運航に經驗を有する組合員を集め聯合會の下に機帆船外航統制輸送組合を組織し適格なる船舶を專屬船として登録し、之等の船舶に對しては燃料用重油その他の運航用資材の特配を受けしめて一元的統制のもとに重要物資輸送に萬全を期し以つて海運職業奉公に邁進せんとするものである。

元來機帆船の使命は近海沿岸の物資輸送であるが、然し在來の如き無組織無統制のまゝでは全面的に國家目的に沿ふた實績をあげ得ないことは、他の大小船舶と同様である。其處で今回機帆船においても一元的統制をなすことになつたのであるが、この機帆船の海運界に占める地位が今日いさゝかも組合は地區海運組合統制規程第十三條第二項の規定により各會員（地區海運組合）に割當て、地區海運組合は地區海運組合統制規程第十一條により更にこれを機帆船回漕統制組合に割當て輸送を行はしむ

るものとなつてゐる。最近内地との間に交流が増加した朝鮮、滿支方面の物資輸送にはこれ等各方面に就航の經驗を有し且適格の構造を有する船舶多數を必要とし、二地域組合に於て割當てを受けても克くその機能を發揮し得ないものがあるのにかんがみて廣く各地區組合に亘り朝鮮満支方面の運航に経験を有する組合員を集め聯合會の下に機帆船外航統制輸送組合を組織し適格なる船舶を專屬船として登録し、之等の船舶に對しては燃料用重油その他の運航用資材の特配を受けしめて一元的統制のもとに重要物資輸送に萬全を期し以つて海運職業奉公に邁進せんとするものである。

元來機帆船の使命は近海沿岸の物資輸送であるが、然し在來の如き無組織無統制のまゝでは全面的に國家目的に沿ふた實績をあげ得ないことは、他の大小船舶と同様である。其處で今回機帆船においても一元的統制をなすことになつたのであるが、この機帆船の海運界に占める地位が今日いさゝかも

海運關係官民其の他に望むもの

我國海運の將來可き方向が高度國防國家體制の確立と大東亞共榮圈の建設に指向され、今後益々業界の全面的指導體制を整備して、その要請に應えんとしてゐるのである。

所謂經國の言たるや容易にして其の實行たるやまことに容易ならざるものであることは、凡て何事にあつても共通の現象である。この事は現在及將來の我海運界の狀態を見ても、勿論その範疇を出てゐないのであつて、その具體的當面の諸問題に就ては既に研究「海運統制現下の諸問題」の項において述べた所で明かである。蓋し其の實際の遂行は一に懸つて關係當事者の精神と手腕にあるのである。

本研究所が海運統制と海運界の論究に於て特にこゝに「海運關係官民其他に望むもの」を羅し來り、少しく以下に要望せんとする意味も海運體制確立の成否は當事者の精神にあり、其の手腕に有る事を痛感するからである。

而て海運界關係の官界人、民間業者、亦一般に要望する事は、何れも非常に多いのであり、倒底其の一々を論ずることは繁瑣に過ぎるのである。其處でこゝには官界人にも、民間業者にも一般人にも何れも其の主要點に就てのみ重點的に論述したいと思ふ。

一、海運關係官界人に望む

堵て先づ海運關係官界人に對する要望であるが、これは大體次の三つに分けて云ふことが出来るであらう。即ち其の第一は海運關係行政機構の系統化及行政事務の能率増進の點。第二には民間業者との全面的協調關係の増進の點。第三には海運界の將來に對してより積極的に働きかけること、これである。

第一の海運關係行政機構の系統化及行政事務の能率増進に就ては、單に海運關係のそれにのみ止まらず、今や全面的に官界新體制要請の線に沿ふて確立されなければならない問題である。而して海運關係における其の具體的點に就ては既に海運統制現下の諸問題の輸送計畫の實績發揚の項において相當詳細に述べたので、こゝではあまり深く觸れないが、兎に角、海運行政が系統的には出來るだけ簡易一元化され煩雜と重複をさけて組織的に現下の情勢に最もピッタリする様再編成することが必要である。亦其の運営においては、飽く迄實質に即した彈力性のある事務の取扱が現に業者から最も切望されてゐる點であ

る。所謂官廳事務の通弊として何んでも形式主義、規則一點張で行くことはある程度仕方がないとしても、然しこれがあまり過ぎると、輸送能率に非常な摩擦や障害となることがある。例へばこれは多くの摩擦障害のほんの一例であるが、港灣關係の行政等において、出港手續の書類が港灣官廳の退勤時間にたつた一分おくれたために手続きが不可能となり、爲に出港が翌日迄延ばされ、それだけ輸送能率が下がることになる譯である。即ちたつた一分おくれただけで、まだ其處に係に者が居つても手続きがして貰へないと云つてよい。斯うした所に改善の必要が痛烈に感じられるのであつて、吾人はこの點海運業者と共に速かな改善を熱望したい。

亦第二にあげた民間業者との全面的協調關係の増進に就いては、これは概念的には誰でも知つており、亦口にする所である。然しそれがいざ實行といふ點になると非常に困難なことであり、口で云ふ如く如斯く容易なことではない。其れには官民双方の絶大な努力が必要であり、双方の虚心な心構ひが必要である。單に統制するものとされるものゝ關係だけでは到底圓滑に現下の諸問題を運営して行くことが出来るものではない。要は官民共にもう一段大きな觀點に於て、所謂「大日本海運」の當事者としての立場から論すべきを論じ、實行すべきを實行すべきであらう。

官界人も民間業者も同じ日本人であり、然かも同じ高度國防國家體制の確立と、大東亞共榮圈の建設を指向する同様の目標を持つものであれば、即ちこの至高至純の理念に官民共に忠實である限り、具體的

問題においても兩者の密接不可分の協力關係は確立せらるべきである。而て其れが爲には双方が所謂和の精神を根底とすべきである。然かも和はあるものではなくして、皆の努力によつて創り出されるものであつて見れば、お互に他を云ふ前に先ず己を省みるべきであらう。海運界における官民双方の密接なる協調實踐具體的内容はこれ亦現下の諸問題の核心を把握することによつて自から明かとなることである。こゝではたゞ抽象的概念的記述のみに止めるが、願くば吾人の真意を理解されんことを期待するのである。

亦、第三には行政關係者が將來の我海運界の對策に積極的に今から當られることである。業界の當面する問題が餘りにも複雜多岐であるためにこれに忙殺され、若しも今後の對策が消極的であるといふと我が海運界の爲に由々しき大事であり、亦海運業者も實際に困まるのである。もつとも海運國策要綱にはこの點についても確とした信念をあらはしてはゐるが、この問題は單に船腹擴充計畫や將來の補助助成だけでなく、むしろ其の觀點を吾人は民間業者の創意を眞に生かす點企業性を確立する點等において、官界人が眞に民間人を信頼し全部委せても安心と云ふ様にすつかりお膳立をこしらへることにあると思ふのである。

思ふに長年の經驗を持つ業者と官界人とでは倒底比較にならないことは當然である。我國海運の正しき發展を願ふならば、やはり業者の知識と經驗を百パーセント活かすことが必要であり、言つて見れば現在の過度期を通過して新たな段階に入る海運界は、やはり民間人の創意と企業性を根底としなければ生れて來ない。然し其の國家的指向

に即應する正しき態勢は現在も將來も、民間だけの力では絶対に成就されないと云つてよい。何故ならば民間の各業者は夫々互に利害の相反する面を持つてゐるからであり、亦その間複雑な事情が介在するからであつて、これはやはり官の力をかりて始めて確立されるものである。蓋し官における我海運今後の施策の方向はこゝにあるべきである。

二、海運民間業者への要望

次に民間業者への要望も大體三つに分けて要望することが出来るであらう。即ち其の一は海運界民間業者が其の傳統的長所をよりよく活かすといふこと、其の二是國家意識と企業意識の一致を圖ること、其の三是共同企業精神の昂揚である。これ等を個々具體的に述べて見る。

一、傳統的長所を活かせ

由來我海運界には昔から傳統的長所といふものがあり、海運界の斯かる特質は他の産業面等にはそれ程強烈に見られないものである。即ち其の犠牲的精神、協力的精神、團結的精神は常に海運界に於いて護持せられ頗る發揚されて來た所の傳統的な長所であつて、我海運が今日の發展をなした大きな原因は蓋し斯うした傳統的精神の發揚に負ふものといつてよい。我海運界の實際船に乗つて働く人々が如何に犠牲的であり愛他的であり強力な團結力を持ち、然かも勇敢であるかは、世界

この非常時に海運傳統精神の飛躍を期し、以つて後世の我海運史上に不滅の一頁を加ふべき絶好の機會とすべきである。

二、國家意識と企業意識の一一致へ

高度國防國家の理念はこれを別の言葉を借りて云へば、所謂公益優先の理念である。而して公益優先の理念は自由主義思想を否定する全體主義思想より生れたものであり、政府決定の經濟新體制確立要綱の主旨を貫して貫らぬるものも此の公益優先の理念ではあるまい。あらためて云ふまでもないことである。海運新體制要綱の指向する所も亦然りである。蓋し公益優先こそ高度國防國家體制の基本的原則であつて、總ての經濟的、文化的凡ゆる活動はこの原則の線に沿ふて進んで行かねばならぬのである。こゝに云ふ國家意識とはこの公益優先の思念を指すものであり、而してこれに對する企業意識の一一致とは、企業的經營が外面向的にも實質的に何等の矛盾不合理な點なく完全に一致する實態を云ふのである。

而て公益優先とは文字通り讀んで字の如く公益は私益に先んずと云ふ意味であつて、其れは何等私益を根本的に否定するものではないのである。たゞ公益即ち國家的利益の方が個人の利益よりも先に獲得される可きであり、個人の利益に國家の利益は附隨的に取得せらるべきものであることを認識するならばそれは誠に當然なことであつて、今日この公益優先の思念に對して誰人も反対も矛盾も感じてゐるものはあるまいか、然し斯かる公益優先の國家意識と企業意識の完全なる一致には

的におまりにも有名である。今度の支那事變に於ても其の發生當初から陸海軍の作戦に協力して絶大な貢獻をなしてゐることはこゝにあります。

兎に角我海運界の斯うした傳統的な精神的特質長所といふものは、日本として一億國民のこそつて誇つてよい所である。而て斯かる傳統的特質は今や其の洋上の實務遂行において必要であるばかりでなく、今日では更に經營上の精神的面においても要望される所となつたのである。と云つても今迄に經營的面においては全然斯かる特質があらはれてゐなかつたと云ふ意味ではなく、更により一層倍加顯揚されることが必要であるといふ意味である。この意味において吾人は海運業者が其の傳統的犠牲的精神、協力的精神、團結の精神を其の經營の面において實績昂揚を切望してやまないのである。

元來所謂民間の創意といふ意味は、これをよく分析考察して見るとその中にはなかなか複雑微妙な意味も多分に含まれてゐるのである。

若し眞に其の云はんとする文字通りの創意を企業の上に發揮せんとせんが、其の根底として前記の如き犠牲的、協力的、團結的心構が無くては到底なさんとしてなし得ざることをはつきりと銘記すべきである。要は先ず何事も骨の折れることも骨の折れないこととも總て人に鞭撻されて振られてするのではなくして自から進んで解結に當ることである。

これこそ高度國防國家體制確立の國家要請に應ふる唯一の途であり、亦自からを活かす絶対の原則である。この點民間海運人こそ他產業分野に對しても正に其の範たるを吾人は期待してゐるのであつて今こそ

尙かすに相當の時日を要するのではないか。こゝに吾人が海運民間人に對して一層の澄まされた心魂と精進を望む所以がある。

國家意識と企業意識が未だ／＼完全な一致點に行つて居ないといふと、少しく弊害があるかも知らないが、然らば觀念的には完全な一致點に到達したとしても、現實の態勢が尙其處迄行つてゐないことは何人も認める事實であつて、今後の不斷の努力に俟つ所の多きを強調しておきたいと思ふ。

三、共同企業精神の昂揚

今後の統制が各海運業者の縱横の密接な協調聯繫なくしては到底其の一つも満足な成果をあげ得ないことは、現在の統制機構を一瞥しただけでも明かである。

即ち既に詳細記述の通り、現在の統制機構は、遞信省の統轄下に、その統制機關として海運中央統制輸送組合、海運統制委員會小型汽船統制組合、機帆船組合が四者併立して夫々の機能を獨立的に運営しており、これらの横の連絡も密接に強化せられてゐるも尙完璧には機構的に考慮の餘地あるは事實である。

それは惜おき、海運民間業者の共同企業精神昂揚の必要は、海運が最早自由競争的色彩を脱却し、配船の統制、運賃の公定、共同計算となつた今日、當然なことであつて、この共同企業精神に於て若し缺ける所あつたならば、問題は相當深刻なものとならなければならぬ。兎に角今日我が海運界に必要なことは大小全海運業者を文字通りうつて一丸とし其の力を凝集して國家要請に即應せしめるにあり、即ち

言 結

海運國策の確立と明日の飛躍強調

自由主義時代に於ては一般的景氣の盛衰を最も鋭敏に感受したものは海運界であつた。特に戦争や事變によつて波動する好況を眞つ先に體得することは他の産業に比して國際的に最も關聯性を有つ海運の特殊性から見てそれは當然とすべきである。

前歐洲大戦の勃發當時、遅く好況に恵まれ一舉にして幾千億の巨利を博し、所謂船成金の輩出を見たのも海運界であり、更に休戦ラツバの高鳴るとともに瞬時に顛落、槿花一朝の夢と化し去つたのもまた海運業者であつた。

或は歐洲その他穀類兎作が直ちに全世界の船舶需要を喚起して運賃、傭船料を須臾に奔騰せしめ、又は三國際間の情勢険悪化を繞り軍備擴張熱の擡頭に伴ひ物資の移動旺盛となり、ために海運市況を刺戟して一時に好轉せしめたが如き事例も屢々であつた。

その變轉の急激にして騰落の差の顯著なることは他の産業部門に比倫を見ないところであつて、この意味から一部に於て海運業を水物と稱しその健質性を疑ふに至らしめたのである。

併しながら新經濟體制への移行によりて凡ゆる産業に企畫性、綜合性が附與されるに至つた以上、好況等の巧利的投機性は殆ど廢棄され

ることとなるのは必然であるが、或種産業に對し需給關係による盛衰、繁閑は如何に生産、消費が計畫的に規正されたとしても到底免れ得ないであらうと見られる。

今後の我が海運界に於てもこの理法は當嵌められるのであつて、新體制下にあつて海運の市場性は既に消滅したのであるが、環境の變化によつて生じる需給關係の繁閑は自由主義時代と何等異なる點はないものと推斷される。

こゝに於て今より今后の海運對策の確立が要望されるのである。即ち國際關係の變動による戰後の海運對策として海運經營體の改革、東亞共榮圈並に他の經濟大ブロック間との航路の配置、物資と船腹の需給關係等大局的海運政策を検討して大方針を樹立すべき要が認められるのである。

而してこれが研究機關として今回新たに戰後海運對策研究會が設立され、明日への飛躍へと備へることになつたことは、まさに時に適したものといへるのである。

この研究會要綱に掲げられた目的としては『世界海運情勢の著しく變革を來しつゝある現状に備へると共に戰後海運對策を速かに調査研

簿名局務事幹員役合組送輸制統央中運海

(在現日十月六年六十和昭)

理事長 大 谷 登	納賀 雅友
専務理事	島田勝之助(北海炭)
常任理事	馬淵 滉治(中 村)
田中正之輔(大 同)	糸川 三郎(日之出)
山縣 勝見(辰 馬)	小田桐忠治(日 產)
金鞍 一榮(郵 船)	澤井 謙吉(東 亜)
鹽津 英蔵(近 海)	栗林 友二(栗 林)
栗林 友二(栗 林)	岩田 稔嘉(攝 陽)
木村 義(飯 野)	星埜 守一(日 鐵)
木村 義(飯 野)	山下 太郎(山 下)
大野 荣治(巴 組)	野村治一良(北 日本)
戸張 正胤(南 洋)	佐藤 信二(大 連)
三浦 圓藏(滿 鮮)	奥野 効(三 菱)
事廣瀬 博(朝 邮)	内田 茂(東 亜)
佐々木周一(三 井)	宮崎 一郎(石 原)
大久保賀治郎(川 島)	高橋 勇(東 洋)
荒木 忠雄(國 際)	鷲谷 勇(鷲 谷)
香春 敏夫(商 船)	丸谷 勝次(東 和)
寺井 久信(郵 船)	川田 小三郎(日 東 鐵)
上岡 德行(近 海)	西田 仁(東 和)
神戸支部	朽木 嘉郎(朽 木)
事務局長 御舩尙一	東京本部 東京市麹町區丸ノ内二丁目二〇番地(郵船ビル) 電話丸ノ内一四八五〇・九六〇・九六九九六 六九九八・一三七七(三宮二四七八)
事務局長 木村岩五郎	神戸市神戸區明石町三二番地(明海ビル) 電話三宮五一六六・五・六七八・一三七七(三宮二四七八)
参事(局長代理) 田村次郎	参事(局長代理) 田村次郎

そこ迄の徹底した政治力が現在の統制機構は果してあるかどうかは問題である。兎に角海運界は其の國家的性格上今や其處迄行かなければうそである。それがためには海運民間人の共同企業精神の昂揚が何よりも必要であつて、それへしつかり把握されてゐたならば、統制機關の政治力が少し位缺けてゐたとしても何等問題はないといつてよい。その代り若しこの精神がしつかりしてゐないと、問題は然う簡単に済まなくなる。蓋しこの意味においても、吾人は海運民間人の共同企業精神の昂揚を切望してやまないものである。

究して實行に移す』ことにある。同會は毎月一回定例會議を開き、豫め提案された研究題目に對し各自の腹案を持寄ることとし、その立案又は示唆を有するものについては十分責任者を持たしめるとまで強調して實行に移すべき決意を表明してゐる。

戰後に來るべき世界海運の一大變革を必然の歸趨として豫想せられる限り、右研究會の設置は決して早きに失するを憂ふる要はなく、唯餘りにも嚴肅にして偉大なる歴史的革新に對し洞察に過誤なきかを憂ふるのみであるが、とまれ、我海運界の明日は、蓋しまことに洋々たるものであることは何人も疑わぬ所である。たゞ然しこの洋々たる明日を期待するためには、其の準備は既に今から官民協力して種々具體的に練られておなればならないのであり、徒らに現状の繁忙に逐われて明日の對策が等閑にされたり、杜撰であつたりしてはならないのである。

而て其の備への重點としては、前述の如く先づ第一に海運經營體の改革、第二には東亞共榮圈並に他の經濟大プロツク間との航路の配置第三には物資と船腹の需給關係等大局的内容に亘るものである。

一、海運經營體の改革

海運經營體の改革に就ては、これは最も重大な内容を持つ問題であつて、亦實行に最も困難な問題である。

即ち海運經營體の改革とはこれを別な言葉を以つて云へば、各海運業者の在來の企業經營の方向に相當の修正を必要とするものであり、營利的利潤の振幅も更に短縮されることは蓋し當然と見られるからで

書遂行は難事であり、航路設定の前提としては先づ總ての利害を共通にしておく必要があるといわれる。

二、物資と船舶の需給關係の調整

第三の物資と船舶の需給關係の調整に就ては、これは現に海運界最大の問題であり、別にあらためてこゝに記述する迄もない。たゞ明日に對してこゝに一言したいことは、物資輸送の困難は決して今が最高の峠ではないといふことである。今後更に一層逼迫を來すことは蓋し火を見るよりも明かで、既に現在迄の對策で最早其の最高の限界にあるものとすれば、今後一體どうするか。その對策が重大である。而てこれが解結には先づ船腹の擴充が絶対に必要である。造船能率が現在のまゝでは例底間に合わないのであり、造船の合理化、港灣業務の能率の増進を實現することが肝要である。其他既に詳述の如く物資と船舶の需給關係を調整して輸送能率を増進するためには、輸送計畫の一番適切妥當なる樹立運營が心要であり、配船の合理化、港灣業務の能率増進が心要である。

以上數章に亘つて吾人は現在及將來の我海運統制と海運界に就て記述して來たのであるが、吾人の海運界に對する論究及び要望は決してこれを以つて足りりとするものではない。

而て海運の問題を吾人の如く其の局外に在るものが専門的に論ずることは論述の内に或は幾つか錯誤有りといひ共、尙大なる意義有りと確信するのである。それは何んとなれば、純然たる第三者でなければ

ある。然し亦一方各海運業者の企業的損失の如きも元來その經營が概ね國家的規制の下に置れるが故に、其の損失も當然何等かの形において保証せらる可きものと思われる。

ともあれ海運經營體の改革は要するに現在の海運界全般に對する國家管理の形式が、海運界全般だけでは尙其の統制と將來において不充分であるため、更に一段と強化して全體としての海運界を構成する其の分子としての各企業體其のものゝ内部にも規制と保證を同時になすことが必要となるのである。

然も今日各海運業者は其の大體的見地よりして當然これに積極的協力を期待されてゐるのであるが、免に角問題其のものが非常に複雑且微妙な性質のものだけに、一步譲ると却つて目的と相反する如き結果とならぬとも限らるのである。この點特に官民双方の慎重な態度が肝要である。

一、東亞共榮圈に於ける航路新配置

大東亞共榮圈の建設が今後具體的段階に發展して經濟的プロツク體制の整備に着手する様になると、これに伴つて必然的に所謂東亞共榮圈航路が新たなる構想の下に登場して來るのである。

元來高度國防國家體制も大東亞共榮圈の建設も總て計畫性を基底として如めて遂行可能なのであつて、計畫性無き行動は最早許されない。共榮圈航路の設定に當つても勿論將來の遠大な見通しの下に最も適合する配置を完成しなければならないのである。

而して海運業者夫々が利害各自に相反する立場にあつては圓滑な計

其の間自から云わんとして云ひ得ないものがあるからであり、この點吾人は前述の内容に於て率直に述べたつもりである。

海運界及海運人の眞摯な熱情と遠大な經緯を切望してやまないものがある。尙最後に一筆述べたいことは、それは本書の發刊に對して海運界の大方人士が共鳴し積極的に資料其他執筆刊行に絶大な便宜を圖つて呉れたことに對して、あつて、こゝに末文乍らそれ等の各位に對し深甚の謝意を表する次第である。

本文執筆に當り資料、談話、其他
便宜提供各位芳名

○ 日 本 海 運 集 會 所 殿
○ 海 運 統 制 員 會 殿

○ 海 運 中 央 統 制 輸 送 組 合 殿
○ 日 本 海 運 新 聞 社 編 輯 局 殿

○ 海 運 各 社 重 役 殿

世界に雄飛する

大坂商船

— 呈進書内案 —

創立	明治十七年
資本金	一億圓
經營航路	五十餘線
使用船舶	百八十隻
總噸數	七十萬噸

新経済資料
海運統制と世界

不許
複製

日滿連絡
日本海
ルート

日本から鮮滿へ
滿鮮から日本へ

満洲への近路
「新潟・北鮮航路」
「敦賀北鮮浦潮航路」
「伏木北鮮航路」

社會式株船汽海本日

日下部汽船株式會社

東京支店
支店長 山腰直一
東京市麹町區丸ノ内
二丁目二十番地一
取締役 山腰直一
東京市麹町區丸ノ内
二丁目二十番地一
社長 日下部久太郎
神戸市神戸區明石町三十一番地

昭和十六年八月五日 印刷
昭和十六年八月十日 発行

海運統制と海運界

【定價金八十錢】

(日本出版文化協会員)
登録122031號

著作者	清秀雄
印刷者	江島榮太郎
印刷所	東京市本郷區元町二ノ九
發行所	東京市中野區上町四
給配元	日本出版配給株式會社 振替東京一五〇八一六
東京市神田區淡路町二ノ九	日滿支拓殖文化研究所



日東鈑業汽船株式會社

社長 竹中治

本社 東京市麁町區丸ノ内二丁目十八番地(岸本ビル)
電話丸ノ内(23) 5745番
支店 神戸市神戸區海岸通五番地(商船ビル)
電話三宮(3) 2449番
現在就航中ノモノ
計
建造中ノモノ
合計
計畫中ノモノ

油船	8隻	90,522噸
貨物船	9隻	29,835噸
	17隻	120,357噸
貨物船	8隻	39,400噸
	25隻	159,757噸
鋪石船	タンカー船數萬噸	



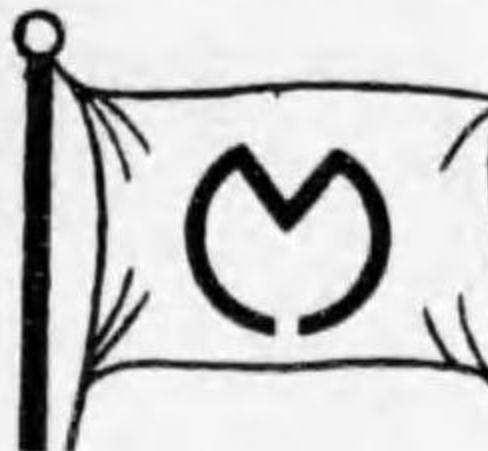
中川汽船株式會社

社長 中川重春

栗林商船株式會社

取締役會長 栗林徳一
取締役社長 栗林友二

本社 秋田縣南秋田郡船川港町
支店 東京市麁町區丸ノ内三ノ四(有樂館)
電話丸ノ内(23) 5818番



松岡汽船株式會社

取締役社長 松岡潤吉
松岡辰郎

神戸市神戸區播磨町一七
電話三宮(3) 5446番

株式會社 岡崎本店汽船部

電話三宮 長三三一
休日並夜間用 三三三二
登錄受電略號(コウベオカザキ)

神戸市神戸區京町八拾番地



東亞汽船株式會社

社長 菊地吉藏

電話三宮 0000775432番番番

本社 神戸市明石町拾八番地

社長 嶋谷勇

全嶋谷汽船株式會社

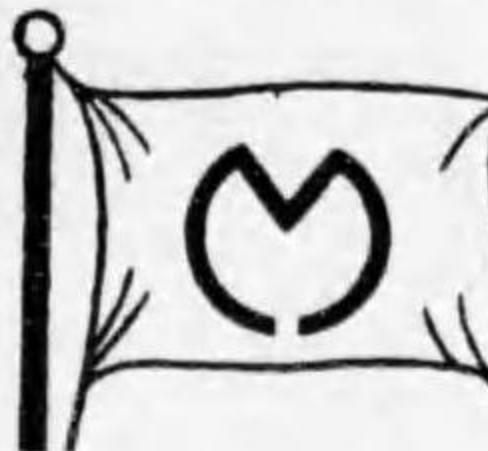
支店 小樽市南濱町五丁目三番地
大連市山縣通一五三
東京・伏木・清津・京城

神戸市神戸區海岸通二丁目廿六番地

全嶋谷汽船株式會社

本社 神戸市明石町拾八番地

社長 嶋谷勇



松岡汽船株式會社

取締役社長 松岡潤吉
松岡辰郎

神戸市神戸區播磨町一七
電話三宮(3) 5446番

株式會社 岡崎本店汽船部

電話三宮 長三三一
休日並夜間用 三三三二
登錄受電略號(コウベオカザキ)



神戸市神戸區海岸通二丁目廿六番地

東亞汽船株式會社

社長 菊地吉藏

電話三宮 0000775432番番番

本社 神戸市明石町拾八番地

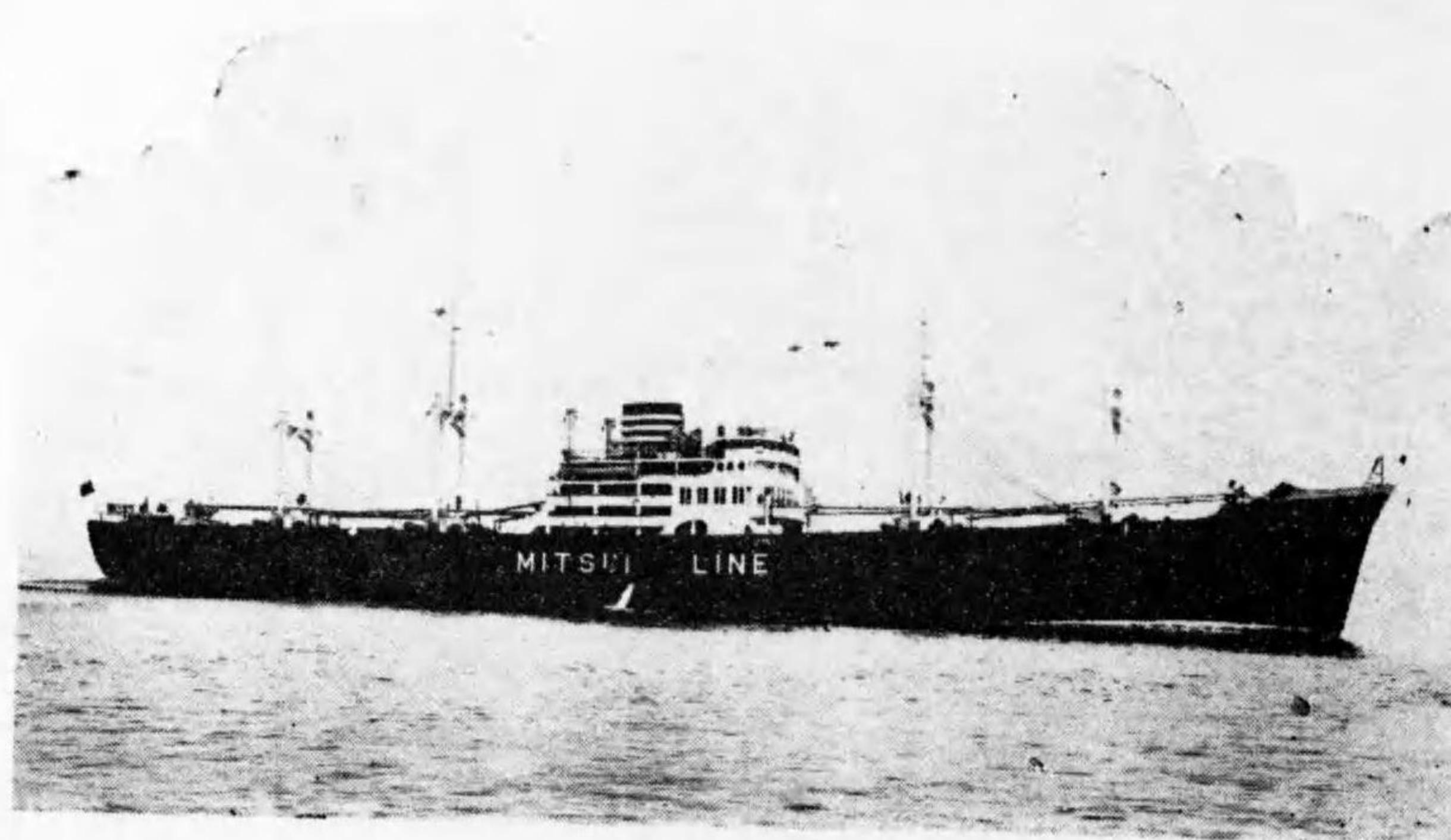
社長 嶋谷勇

全嶋谷汽船株式會社

本社 神戸市明石町拾八番地

社長 嶋谷勇

MITSUI LINE



其他取扱店 世界各地三井物産支店・出張所

三井物産船舶部

本 部 神戸市神戸区海岸通三番地

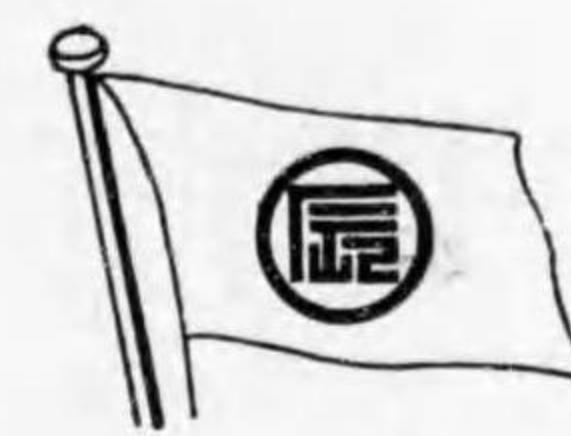
東京支部 東京市日本橋区室町二丁目

出 張 員 小樽・大阪・大坂築港・門司

三 池・京 城・大 連・上 海

盤 谷・馬 尼 刺・孟 買・甲 谷 陀

桑 港・沙 府・紐 育・倫 敦



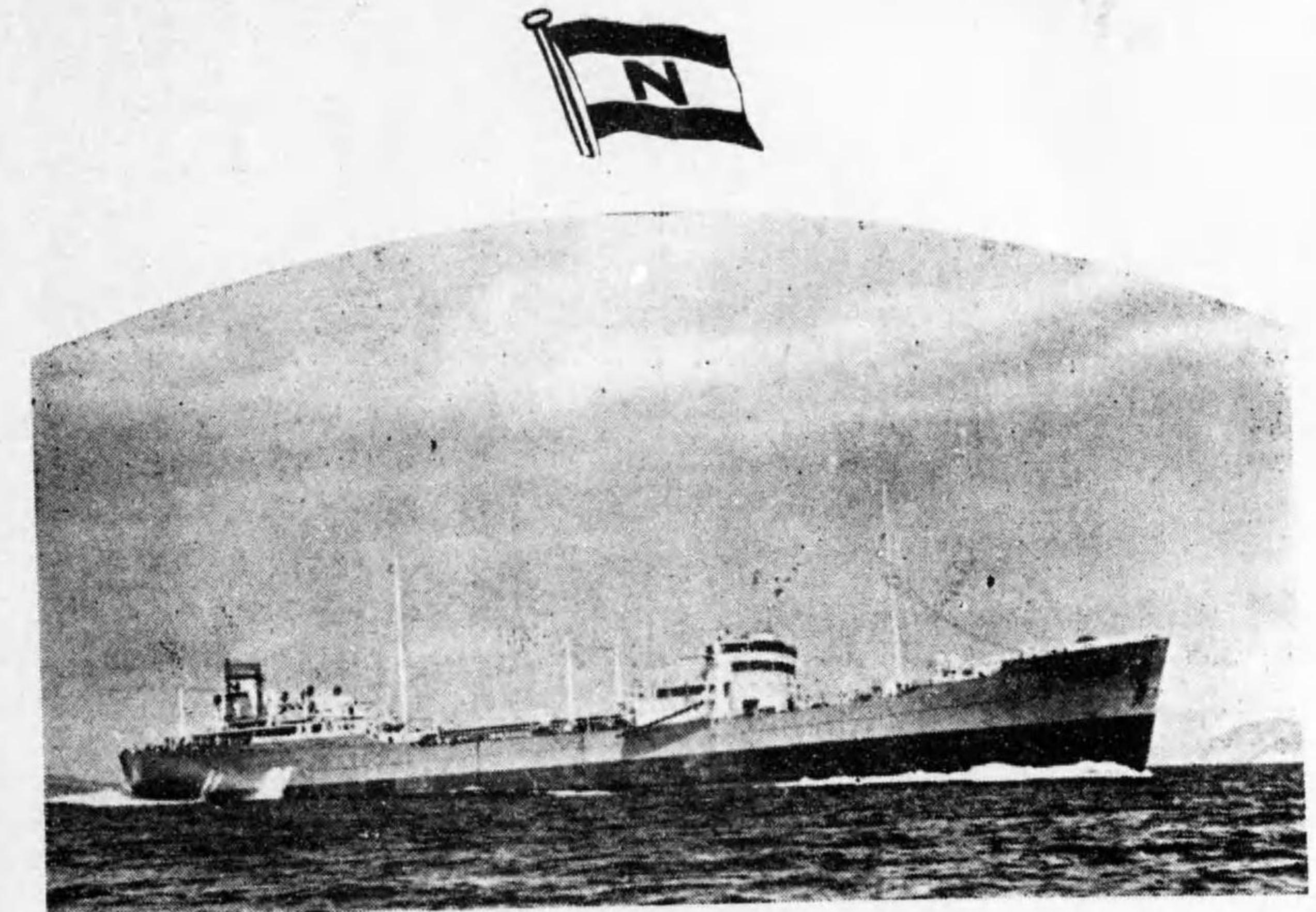
西 宮 市 本 町

社 長 山 縣 勝 見

電話西宮 三六三二六一〇番番番

辰馬汽船株式會社

418
125



日本海運株式會社

社長 高田儀三郎

本社 東京市麹町區有樂町一丁目五番地
東日別館 電話丸ノ内六三四三二
出張所 神戸市神戸區西町三十六番地
興銀ビル三階 電話三宮九五五
六五

終

定價金八十錢

